

学校安全教育

指導の手引

【指導編】
学級活動等における授業の展開例

【理論編】
学校における安全教育・安全管理・組織活動



【知識編】
安全教育に有効に活用できる指導資料

平成27年3月

はじめに

近年、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害や登下校中の交通事故、さらに学校内外において子どもたちの安全を脅かす事件が発生しています。

今後も南海トラフ巨大地震の発生が予想されるなど、事件・事故災害の発生が危惧されているところです。

児童生徒の安全の確保のためには、安全管理の一層の充実を図るとともに、自他の安全に必要な知識や能力等を身に付させる安全教育の重要性が高まっています。

本県では、これまでも学校での安全教育を推進してきたところですが、安全について学習する時間設定や発達の段階に応じた系統性が不明確であるといったことから、児童生徒の主体的に行動する態度の育成に十分に結びついていないといった課題もありました。

このような課題を踏まえ、学校安全の充実を図るため、今回、授業での活用に焦点を当てた本手引を作成しました。

学校安全教育を効果的に進めるためには、教職員の共通理解のもと、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、学校安全計画に位置付け、組織的かつ計画的に行うことが重要です。学校において、児童生徒の発達段階及び学校・地域の実態に応じた具体的な対策や効果的な安全教育を実践するとともに、本手引に示している基本的な知識及び指導の展開例が効果的に活用され、学校安全教育の充実が図られることを期待しています。

終わりに、本書の作成に当たり、御尽力いただきました作成委員をはじめ関係各位に対しまして深く感謝申し上げます。

平成27年3月

熊本県教育庁教育指導局体育保健課

課長 平田 浩一

目次

I	「学校安全教育指導の手引」の活用にあたって	1
II	理論編	
	第1章 総説	2
	1 学校安全の意義	2
	2 学校安全の考え方とその内容	2
	3 学校安全計画の作成	4
	第2章 学校における安全教育	6
	1 安全教育の目標	6
	2 各発達段階等における安全教育の重点	6
	3 安全教育の各領域の内容	7
	4 教育課程における安全教育	8
	5 安全教育の進め方	8
	6 安全教育の評価	9
	第3章 学校における安全管理	10
	1 学校環境の安全管理	10
	2 学校生活の安全管理	12
	3 安全管理の評価	13
	第4章 事件・事故災害時における心のケア	15
	1 事件・事故災害時における心のケア	15
	2 事件・事故災害における心のケアの実践	16
	第5章 安全教育と安全管理における組織活動	17
	1 教職員の役割と校内の協力体制	17
	2 家庭、PTAとの連携	18
	3 地域社会や地域関係機関・団体との連携	19
	4 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動	20
III	指導編	
	学級活動等における発達段階別指導内容の体系	21
	生活安全領域	23
	小学校第1～3学年展開例【休憩時間の安全】	23

小学校第4～6学年展開例【休憩時間の安全】	25
中学校展開例【地域や社会生活での安全】	27
高等学校展開例【地域や社会生活での安全】	29
交通安全領域	31
小学校第1～3学年展開例	
【道路の歩行と横断及び交通機関の利用】	31
小学校第4～6学年展開例【自転車の安全な利用】	33
中学校展開例【自転車の安全な利用と点検・整備】	35
高等学校展開例【交通事故防止と安全な生活】	37
災害安全領域	40
小学校第1～3学年展開例【地震災害時の安全】	40
小学校第4～6学年展開例【地震災害時の安全】	43
中学校展開例【地震災害時の安全】	46
高等学校展開例【地震災害時の安全】	49

IV 知識編

生活安全領域	52
転落事故から身を守る	52
不審者から身を守る	53
熱中症を予防する	54
交通安全領域	55
歩行者編	55
自転車編（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	56
二輪車編（主に原付バイク）	59
自動車編	60
交通安全関係資料等	61
災害安全領域	62
風水害から身を守る	62
土砂災害から身を守る	63
竜巻・落雷から身を守る	64

（表紙：平成26年度 くまもと教育の日フォトコンテスト 入賞作品）

「学校安全教育指導の手引」活用に当たって

事件・事故災害などの様々な危険から子どもたちを守るための系統的な安全教育を本手引きに基づき確実に実施することで、児童生徒等が自他の安全を主体的に守ろうとする力を身に付けるとともに、学校における安全管理・組織活動のさらなる充実を図ることを目的としています。

児童生徒に身に付けさせたい力

事件・事故災害から身を守るための安全教育に取り組むことは、危険状況に対する感受性を高め、回避行動を促し、危険予測や危険回避能力を高めていくことにつながっていくと考えます。安全教育をとおして、児童生徒に「自他の安全を主体的に守ろうとする力」を身に付けさせるため、本手引は、【理論編】【指導編】【知識編】で構成し、指導内容や授業展開例を掲載しています。

理論編

『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成22年3月改訂 文部科学省）を基に、「学校における安全教育」「学校における安全管理」「安全教育と安全管理における組織活動」など、学校安全の考え方についてまとめています。以下のような機会に資料として活用してください。

- ◆ 学校安全に関する校内研修等
- ◆ 地域学校安全委員会
- ◆ 学校安全計画等安全に関する計画等の見直し

指導編

「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域それぞれについて、発達段階に応じた展開例を掲載しています。発達段階は、「小学校1～3年」「小学校4～6年」「中学校」「高等学校」と幅を持たせていますので、各学年の実態や関連する教科等との関係を踏まえ、学校安全計画に位置付けて計画的に授業を実施してください。

なお、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒については、児童生徒の実態に応じて、内容を選択して授業を実施してください。

また、本指導例は以下のようなことに配慮し作成しましたので、授業を実践する際の参考にしてください。

- ◆領域ごとに指導の系統性が図られるように「学級活動等における安全指導の目標・内容例」を作成し、本展開例で取り扱っている内容を網掛けで示しています。
- ◆学級活動を中心に展開例を作成していますが、関連して指導できる教科等についても示し、授業で活用するワークシート等も掲載しています。
- ◆授業展開例では、児童生徒に「これだけは身に付けさせたいこと」を指導ポイント（◎）として示しています。
- ◆授業で活用できる参考資料等を「活用資料等」の欄で示しています。

知識編

学校安全の三つの領域について、日常の指導に効果的に活用できるよう安全教育に関する知識を掲載しています。短学活や学級掲示等に活用してください。

本手引授業展開例は、これからの安全教育を推進していくうえでの一つの参考モデルを示したものであり、各学校や生徒の実態に応じて内容を加えるなど、創意工夫して取り組むことが大切です。

1 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、すべての人々が生きるうえで最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけでなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

学校安全は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

また、児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、下図に示す通り、三段階の危機管理に対応して、安全教育と安全管理の両面から取り組んでいくことが必要である。

事前の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。

発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。

事後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る。

2 学校安全の考え方とその内容

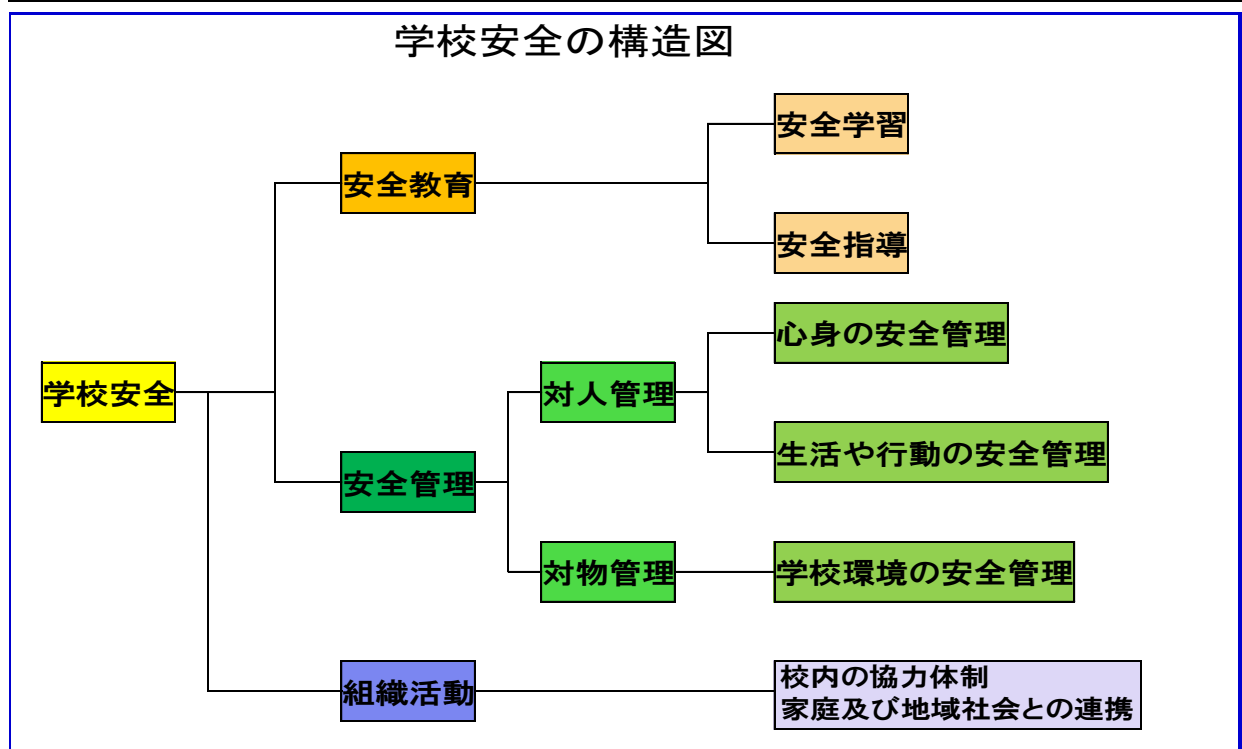
学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。

また、学校安全は「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっている。

【学校安全の三つの領域】	
生活安全	日常生活で起こる事件・事故災害（誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている）
交通安全	様々な交通場面における危険と安全
災害安全	地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害（火災や原子力災害も含む）

※災害安全は防災と同義

領域	活動	ねらい	実践例					
学校安全	安全学習	安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ○危険予測の演習 ○視聴覚教材や資料の活用 ○地域や校内の安全マップづくり ○学外の専門家による指導 					
	安全指導	当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練や応急手当のような実習 ○誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入 ○学校、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力する体験等 					
	安全管理	<table border="1"> <tr> <td>対人管理</td> <td>児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○情緒の安定及び良好な健康状態の把握 ○担当者・担当場所を変えた安全点検 ○保護者の協力を得た安全点検 </td> </tr> <tr> <td>対物管理</td> <td>学校の環境の管理を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が参画した安全点検 </td> </tr> </table>	対人管理	児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○情緒の安定及び良好な健康状態の把握 ○担当者・担当場所を変えた安全点検 ○保護者の協力を得た安全点検 	対物管理	学校の環境の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が参画した安全点検
対人管理	児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○情緒の安定及び良好な健康状態の把握 ○担当者・担当場所を変えた安全点検 ○保護者の協力を得た安全点検 						
対物管理	学校の環境の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が参画した安全点検 						
組織活動	安全教育と安全管理を円滑かつ効果的に進めるために行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教職員の研修 ○家庭及び地域社会との連携等 						



3 学校安全計画の作成

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、**学校保健安全法第 27 条で策定・実施が規定されている学校安全計画**を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

【学校保健安全法第 27 条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(1) 学校安全計画の内容

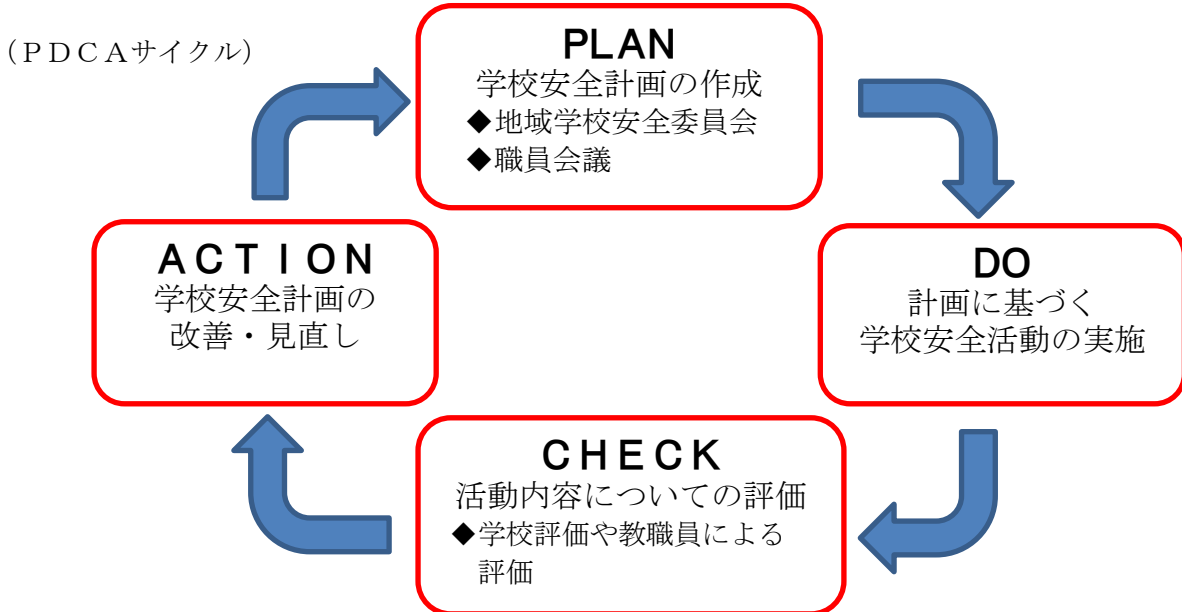
	生活安全	交通安全	災害安全
安全 教育	<ul style="list-style-type: none"> ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項 イ 学年別・月別の安全指導の指導事項 <ul style="list-style-type: none"> ・学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等） ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項 ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項 ・課外における指導事項 ・個別指導に関する事項 ウ その他必要な事項 		
安全 管理	<ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検 イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項 ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査 エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項 オ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ア 通学路の設定と安全点検 イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定 ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定 エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 オ その他必要な事項 <p>※通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 オ その他必要な事項 <p>※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。</p>
組 織 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催 イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項 ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項 エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動 オ その他必要な事項 		

(2) 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的な取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



学校安全計画の作成については、熊本県教育委員会ホームページにも掲載している。学校安全計画の見直しや点検に活用できる。

熊本県教育委員会ホームページ

健康教育

学校安全

学校安全計画例

第2章

学校における安全教育

1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、**生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う**とともに、**進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献**できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の三つの目標が挙げられる。

ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 各発達段階等における安全教育の重点

【小学生】

ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ 中学年では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

【中学生】

小学校までに学習した内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

【高校生】

自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

【障がいのある児童生徒等】

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 安全教育の各領域の内容

(1) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ア 学校（園）生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保
- イ 児童（生徒）会活動やクラブ活動等における危険の理解と安全確保
- ウ 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保
- エ 遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事における危険の理解と安全確保
- オ 始業前や放課後等休憩時間及び清掃活動等における危険の理解と安全確保
- カ 登下校（園）や家庭生活などにおける危険と安全確保
- キ 野外活動等における危険の理解と安全確保
- ク 事故発生時の通報と応急手当
- ケ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- コ 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性
- サ 施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり

(2) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

- ア 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 交通機関利用時の安全な行動
- エ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- オ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- カ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- キ 交通法規の正しい理解と遵守
- ク 運転者の義務と責任についての理解
- ケ 幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- コ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

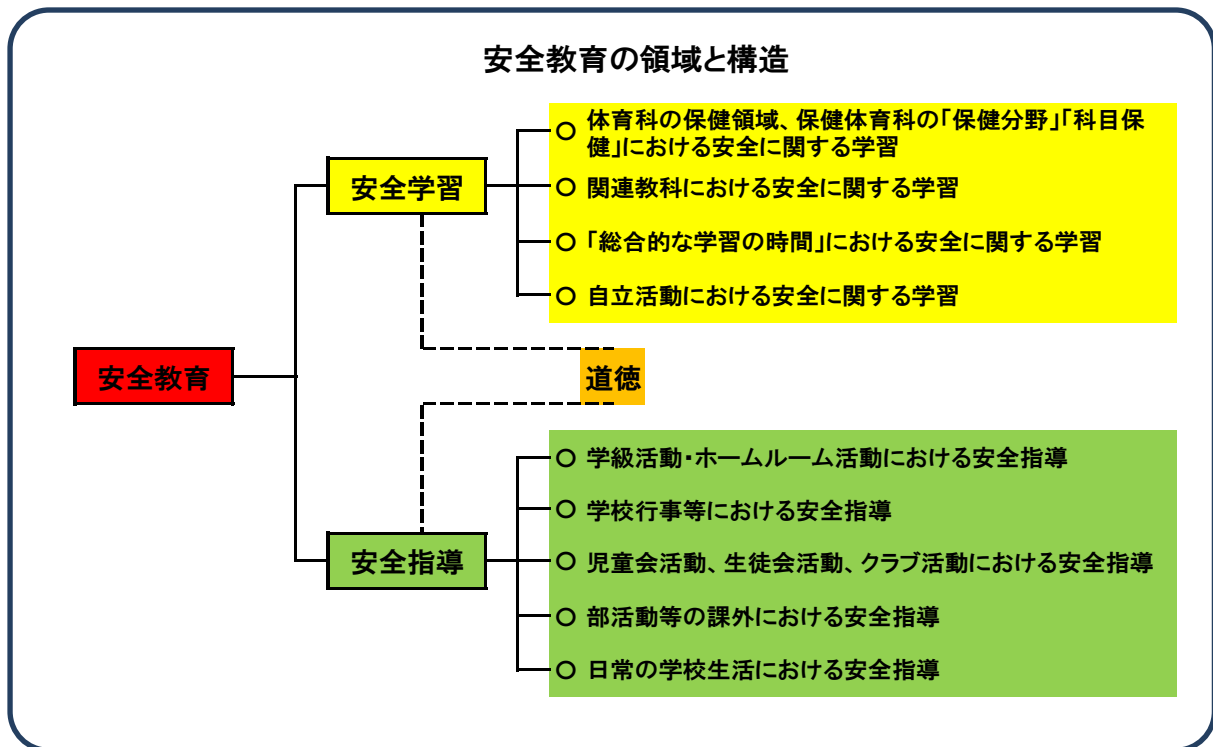
(3) 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- カ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- キ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ク 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ケ 災害時における心のケア

4 教育課程における安全教育

学校における安全教育には、教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、下図に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。



5 安全教育の進め方

(1) 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

(2) 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。安全管理によって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育によって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことによって、学校安全活動の効果をより一層高めることが可能になる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

【安全教育と安全管理が関連する内容】

ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。

イ	継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
ウ	安全管理では、児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指示するが、これは見方によっては日常的な指導の一環ととらえることができる。
エ	安全指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質や能力を培うことができる。
オ	安全管理的な活動についても、教師の指導のもとに児童（生徒）会などを中心とした活動の推進により、自主性を高めていくことによって、児童生徒等に学校等の集団生活における、安全に関する理解を深めさせるとともに、自己管理能力を育成することができる。
教科等における安全学習等、学級（ホームルーム）活動における安全指導、学校行事における安全指導、児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導、日常の学校生活における安全指導の詳細については「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省H22)」P40～P55を参照	

6 安全教育の評価

（１）安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それに関わる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうか評価することも不可欠である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

（２）安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられるが、それぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが実際的である。

【安全教育の評価項目例】	
ア	日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか
イ	現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか
ウ	日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか
エ	自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか
【安全教育の指導計画の評価例】	
ア	全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか
イ	日程や時間、実施回数は適切であるか
ウ	安全管理との連携はとれているか
エ	児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか
オ	指導の内容や方法に問題はないか
カ	指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか
キ	保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか

第3章 学校における安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。

各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

1 学校環境の安全管理

(1) 学校環境における安全管理の方法

(ア) 安全点検の種類と対象

学校保健安全法施行規則（以下「規則」とする。）によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に下表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

(イ) 安全点検の方法

安全点検の種類	安全点検の留意点	点検方法
定期の安全点検	対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。	目視・打音・振動・ 負荷・作動等により実施するが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせる。
臨時の安全点検	計画的に実施するものではないが、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。	
日常の安全点検	児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。	

※判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期又は臨時に専門家による点検を行う必要がある。

安全点検表の作成	その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。
----------	--

※担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりするなど点検の工夫をすることが、マンネリ化や形骸化を防ぐことにつながる。

(ウ) 安全点検と改善措置

学校環境の安全の確保については、**学校保健安全法第 28 条**において規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講じなければならない。

大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。

【学校保健安全法第 28 条】

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(2) 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。

対象や項目例については「『**生きる力**』をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省 H22)」の別表 P 106～P 109 に詳しく示されているが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。また、学校開放により一般者が校内施設を使用することが日常的となりつつあるが、学校開放では、開放部分と非開放部分を明確にして、必要に応じて進入禁止場所の明示や施錠等を行う。

なお、危害を加えるおそれのある者、不審者等の侵入対策など防犯に関する安全管理について、十分配慮する必要がある。

2 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

(1) 学校生活の安全管理の方法

ア 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握	
<ul style="list-style-type: none"> ○運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査 ○学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録 ○健康観察や保健室来室状況等の記録 ○教職員による行動観察などの情報活用 <ul style="list-style-type: none"> ※国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例などを活用する (http://www.jpnsport.go.jp/anzen/) 	
イ 行動や場所の規制	
<p>○休憩時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように具体的に明確でなければならない。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">立ち入り禁止</div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">その場所の明示</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">立ち入ることができない措置</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教職員の共通理解協力体制の確立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底</div> </div>	
ウ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握	
<ul style="list-style-type: none"> ○情緒の不安定が認められたときには、個別あるいは集団を問わず、積極的に指導を行う ○気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す ○日常的に、児童生徒等の理解及び生活習慣の形成に力を入れる ○相談活動やカウンセリング体制の整備を図る ○美化活動などの環境整備を図る <ul style="list-style-type: none"> ※幼児、障がいのある児童生徒等においては、保護者との連絡・連携が特に重要となる ○健康状態については、日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等を活用する。 	
エ 安全管理と安全指導との関連	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図る。 	

(2) 学校生活の安全管理の対象

学校生活の安全管理については、『**『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省 H22)**』の別表P109～P110を参照。ただし、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。別表の例に限定することなく、適宜、追加・変更等行うことが望まれる。

3 安全管理の評価

(1) 安全管理の評価の意義

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

(2) 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。下図に一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

ア 学校環境の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

イ 学校生活の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

ウ 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備整備の評価	<input type="checkbox"/> 施設・設備の防犯対策は十分に行われたか <input type="checkbox"/> 防犯システムの点検は計画的に実施されたか <input type="checkbox"/> 学校施設の開放等はP T A等の協力により必要な対策がとられたか
不審者対応の評価	<input type="checkbox"/> 日常の安全確保のための対策はとられていたか <input type="checkbox"/> 関係諸機関との連携は十分にとられていたか

エ 登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定の評価	<input type="checkbox"/> 通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか <input type="checkbox"/> 交通手段の違いによる安全確保はできているか
通学方法の評価	<input type="checkbox"/> 利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか <input type="checkbox"/> 犯罪被害防止のための安全確保はできているか
関係諸機関との連携	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみで見守りの体制はできているか

オ 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対処と研修	<input type="checkbox"/> 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか <input type="checkbox"/> 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	<input type="checkbox"/> 校内での救急・緊急連絡体制はできているか <input type="checkbox"/> 校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
自然災害等発生時の安全措置の評価	<input type="checkbox"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか <input type="checkbox"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

第4章 事件・事故災害時における心のケア

1 事件・事故災害時における心のケア

(1) 事件・事故災害時における心のケアの意義

事件・事故災害の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。心のケアに関しては、[学校保健安全法第 29 条](#)において規定されている。

【学校保健安全法第 29 条 第 3 項】

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

(2) 事件・事故災害時における心のケアの基本的理解

子どものストレス症状の特徴

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが子どもの特徴である。

◎幼稚園～小学校低学年

腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

◎小学校高学年以降（中学校、高等学校を含む）

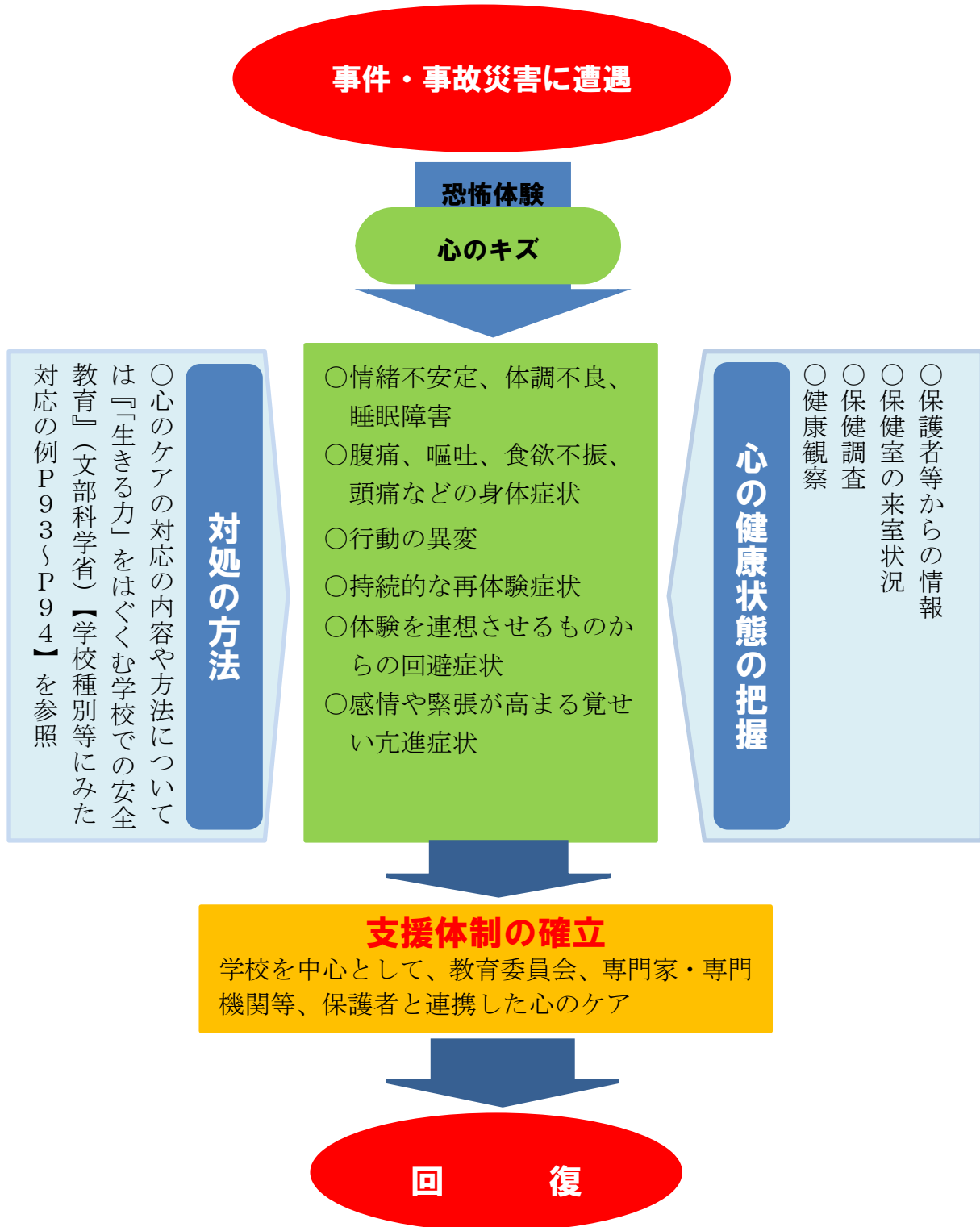
身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

激しいストレスにさらされた場合

急性ストレス障害 (ASD)	心的外傷後ストレス障害 (PTSD)
<p>ア 持続的な再体験症状</p> <ul style="list-style-type: none">・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする等 <p>イ 体験を連想させるものからの回避症状</p> <ul style="list-style-type: none">・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる等 <p>ウ 感情や緊張が高まる覚せい亢進症状</p> <ul style="list-style-type: none">・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心を持つ等 <p><u>上記の症状がストレス体験の 4 週間以内に現れ、二日以上かつ 4 週間以内の範囲で症状が持続した場合をいう。</u></p>	<p>事件・事故災害後に、ASD のような強いストレス症状「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」が現れ、それが <u>4 週間以上持続した場合。</u></p> <p>これらの症状は、事件・事故災害から半年以上も経過してから出現する可能性があることを念頭におく必要がある。</p>

2 事件・事故災害時における心のケアの実践

子どもの心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うことが必要である。学校は子どもの心のケアを危機管理の一環としてとらえ、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。



子どもの心のケアについては、教職員が、平素から子どもの心の動きを把握し、気になる子どもに気を配るなどし、日ごろから子どもとの信頼関係を築いておくことが大切である。

第5章

安全教育と安全管理における組織活動

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要がある。しかし、近年、様々な自然災害や登下校中の交通事故、さらには学校内外において不審者による子どもの安全を脅かす事件等が発生している。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていく必要がある。学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていく必要がある。

【学校保健安全法第30条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の实情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

1 教職員の役割と校内の協力体制

(1) 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、すべての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することができるようにしなければならない。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

また、各学校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制を**危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）**として定め教職員への周知を徹底していく必要がある。

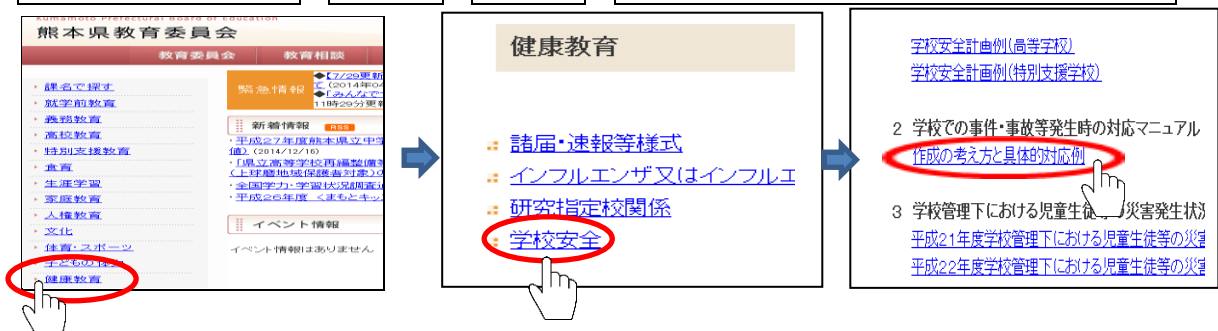
【学校保健安全法第29条 第1項 第2項】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の实情に応じて、危険等発生時において該当学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

※危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）については、熊本県教育委員会HPを参照『学校での事件・事故等発生時の対応マニュアルについて～作成の考え方と具体的対応例～』

熊本県教育委員会HP → 健康教育 → 学校安全 → 学校での事件・事故発生時の対応マニュアル



(2) 教職員の共通理解と研修

学校安全においては、教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理にかかわるべきである。また、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。そのためには、学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いを進めることが大切である。

【研修例】

- 学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じること
- 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- 心のケアなどに関すること
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること

2 家庭、PTAとの連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。また、児童生徒等の事件・事故災害は学校（園）内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくない。PTA活動を通じて、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

【家庭との連携例】

- 家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、地域学校安全委員会などの機会を利用して保護者へ情報を提供すること
- 学校安全の趣旨を学校通信や学年・学級新聞等により保護者に周知すること
- アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報を提供し、家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるようにしたりすること

【PTAとの協力例】

- 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- PTA広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA主催の研修会の実施
- 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域や、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- 通学路や遊び場などで、誘拐や傷害などの犯罪が起りやすい場所での巡回と注意の喚起
- 地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」等の活動の促進
- 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制
- 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しについての了解
- 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話し合い及び練習の促進等に関する啓発
- 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

3 地域社会や地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、下図のとおりである。

(1) 安全指導

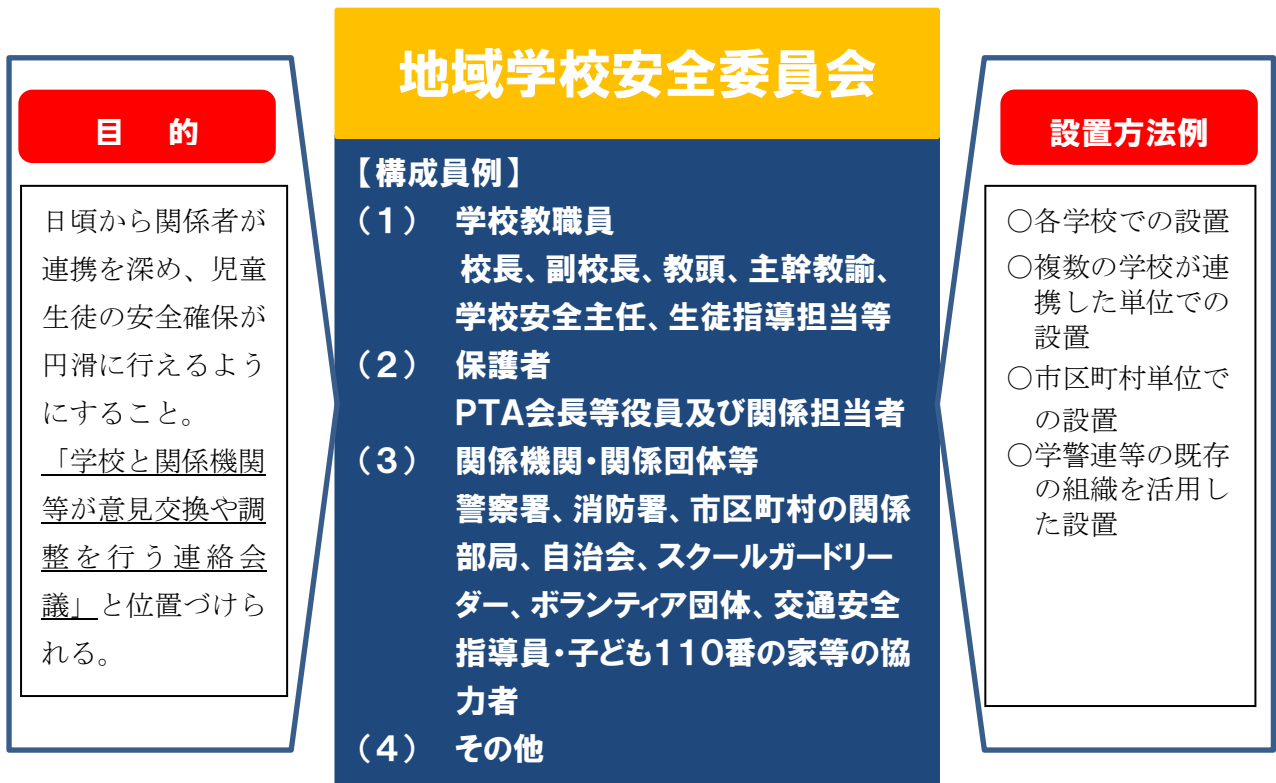
連 携 先	留 意 点
① 交通安全指導・防犯指導 ア 各地域の警察署 イ 自治体や民間の関係団体 ウ 保護者や地域の方々に組織する団体	警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。
② 防災 ア 各地域の消防署・市町村の防災担当部局 イ 自治体等の関係団体 ウ 防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体	消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり、有効である。また、各学校近隣の自治会等近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。
③ 避難訓練 ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災） イ 自治体等の関係団体 ウ 近隣の学校等	学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

(2) 安全確保

連 携 先	留 意 点
① 登下校時 ア 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局 イ スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体 ウ 近隣の学校等	通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。
② 校外で学校行事を行う場合 ア 実施先の各警察署 イ 実施先の各市町村関係部局 ウ 保護者等の協力者	遠足・修学旅行・持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、左記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので、確認すること。

<p>③ 事件・事故災害発生時</p> <p>ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）</p> <p>イ 近隣の学校等</p>	<p>各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。</p>
<p>④ 学校が避難所（避難場所）となった場合</p> <p>ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）</p> <p>イ 自治体等の関係団体</p>	<p>学校が避難所（避難場所）となった場合の対応について、各市町村の防災担当者との打ち合わせが必要である。また、避難所として利用する自治体等の長とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。</p>

4 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動



効果

- 校長・副校長・教頭・主幹教諭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。
- 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

活動例

- ① 年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。
- ② 基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- ③ 委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

学級活動等における発達段階別指導内容の体系（小学校、中学校及び高等学校）

展開例で示す内容

小学校1～3年

小学校4～6年

中学校

高等学校

◆生活安全

区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
休憩時間の安全	始業前や放課後等休憩時間における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	学校施設での安全な行動の仕方 施設・設備の安全な利用の仕方 学校施設で起こる事故とその原因	
		学校生活での事故と安全な行動	廊下・階段歩行等学校生活の中での安全なきまり 休憩時間中の安全な行動の仕方 学校生活で起こる事故とその原因	
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動ができるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	誘拐に遭わないために 誘拐の起こりやすい場所と時間 身の回りでの犯罪の現状と安全な行動	
		地域・社会における自分たちの責任と役割	犯罪防止のための人々 犯罪防止のための人々の役割 犯罪防止のための人々についての理解と自分たちの役割	

◆災害安全

区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする。	地震のときの危険 地震情報に基づいた判断と安全な行動 地震のときの危険に対する心構え	
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	安全な避難の仕方 安全な避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	
		津波による危険と避難の仕方	安全な避難場所の確認と避難の仕方 津波による危険 津波情報の収集の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方	

◆交通安全

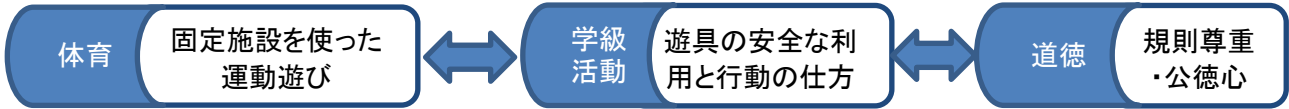
区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり、道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割・通行区分と安全	道路の構造や利用のきまり、安全な歩行の仕方 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険	
		通学路の安全	通学路の安全な歩行の仕方（誘拐等の犯罪防止を含む） 通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 通学路の交通事情と下級生の世話	
		交差点の歩行や道路の横断	道路を横断するとき手を挙げるなど運転者への合図の仕方 信号を守ることを意味と交差点の安全な横断の仕方 交差点で左折・右折してくる車の危険と安全な横断の仕方	
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通の規則・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な走行	自転車に乗ってよい場所 自転車の通る所と安全な走行の仕方 交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方	
		自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止	自転車乗車中に起こる事故 加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止 加害事故の責任と補償	
		自転車の点検・整備	自転車の簡単な点検と手入れ 自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ 定期的・乗車前の点検の仕方	
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	自転車に関する規則 自転車に関係のある道路標識と道路標示 自転車に関する基本的な交通法規	
交通安全事故防止と生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	安全な交通社会づくりにおける責任と役割	家庭での交通安全 学校での交通安全 地域の交通安全と小学生の責任と役割	

内 容	
中 学 校	高 等 学 校
学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備
始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方	始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方
誘拐等犯罪が起りやすい時間帯・場所・手口 被害に遭った場合の通報等適切な行動 被害に遭わない日ごろからの心構え	地域の犯罪被害の現状と安全な行動
犯罪防止のための学校の役割 職場、家庭、地域の人々の役割 適切な情報の収集 犯罪防止における自分たちの責任と役割	地域・社会生活の安全における自分たちの責任と役割

内 容	
中 学 校	高 等 学 校
地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険 正しい情報の入手 緊急地震速報への対応 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険 正しい情報の入手と発信 緊急地震速報への対応 パニック防止の安全な行動 地震災害への家庭での備え
地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
津波による危険 津波警報と避難の仕方	津波による危険 津波警報による避難と避難誘導の仕方

内 容	
中 学 校	高 等 学 校
道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・標示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識・標示の種類と意味の理解
通学路やスクールゾーンの設置の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） 車両の動きと安全確認	通学時の事故の現状の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動（犯罪防止も含む）
交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方	歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 自転車通行区分や合図の仕方 雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
自転車事故の状況・原因と事故防止（反射材の効果等） 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
自転車の各部の名称と働き及び選び方 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期的点検箇所と点検内容及び点検の仕方	自転車の用途に合った選び方 自転車の性能の理解と各部の名称及び点検・整備の仕方
自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車の関係法規の理解 歩行者の保護と正しい自転車走行の理解
交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通社会の一員としての高校生の責任と役割

生活安全領域 小学校 【第1～3学年】
指導区分「休憩時間の安全」



■学級活動における指導例

- (1) 題材名 学校施設（遊具）に基づく事故の原因と安全な行動
- (2) ねらい 遊具で楽しく・安全に遊ぶための決まりを決めて、遊ぶことができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 6分	1 遊具を使用した遊びの実態を知る。 ★ぶらんこや滑り台で遊んでいて、困ったことや危なかったことはありませんか。	○普段の生活を振り返り、課題を自分のものとしてとらえることで、みんなで楽しく遊ぶための決まりが大事だという必要感を持たせる。 (事前アンケートの活用も考えられます。)
	ぶらんこやすべりだいで おともだちとたのしくあそぶきまりをきめよう。	
13分	3 遊具の絵を見て話し合う。 (1) 自分で見付ける。 ★絵を見て、困っていることや危ないことしている人を見付けましょう。なぜそう思うのかも書きましょう。	○遊具で遊ぶ様子を絵で提示し、危ない遊び方をしている様子や決まりを守らずに遊んでいる様子がとらえやすいようにする。 (自校の遊具の写真を使うと効果的です。)
展開 20分	4 決まりを考える。 (1) 自分で考える。 (2) 班で話し合う。 (3) 発表する。 (画用紙に大きく書かせたものを使って発表させる。)	○理由を発表させることで、決まりの大切さにつなげていくようにする。(理由がうまく言えない児童は、見付けたことだけでもよいことにします。) ◎ <u>児童の発表をキーワードにして板書に整理し、きまりを考える際のヒントとなるようにする。</u> (「じゅんぱんをまもる」「おさない」「うえにたたない」「まわりをよくみる」等) ※「活用資料等」参照 ○1班で1つの遊具を選び、「『みんなで、たのしい○○あそび』のきまり」を作ることで、自分たちで決めた決まりを自分たちで守ろうとする意欲を持たせる。 ○一人一人が決まりを作る主体となるために、まず自分で考える時間を取り、その後、班で話し合っ て決まりを決めていくようにする。 ○発表された決まりの良さを認め合い、アドバイスがあれば付け加えるように、互いに班の発表にコメントをさせる。 ○必ず入れたい決まりがでない場合は、その必要性を納得させ、入れるようにする。(徹底指導)
まとめ 6分	5 本時のまとめをする。 (1) 決まりの確認をする。 (2) がんばりカードを使って、確かめ合うことを伝える。	◎ <u>みんなで決めたことをみんなで守ることを確認する。また、守られていないときには、優しく注意し合うことも確認する。</u> ◆遊具で楽しく・安全に遊ぶための決まりを自分なりに考え、進んで実践している。 【思考・判断・実践】〈がんばりカード・観察〉

活用資料等

○学校における固定遊具による事故防止対策 調査研究報告書

(独立行政法人日本スポーツ振興センターH24. 3)

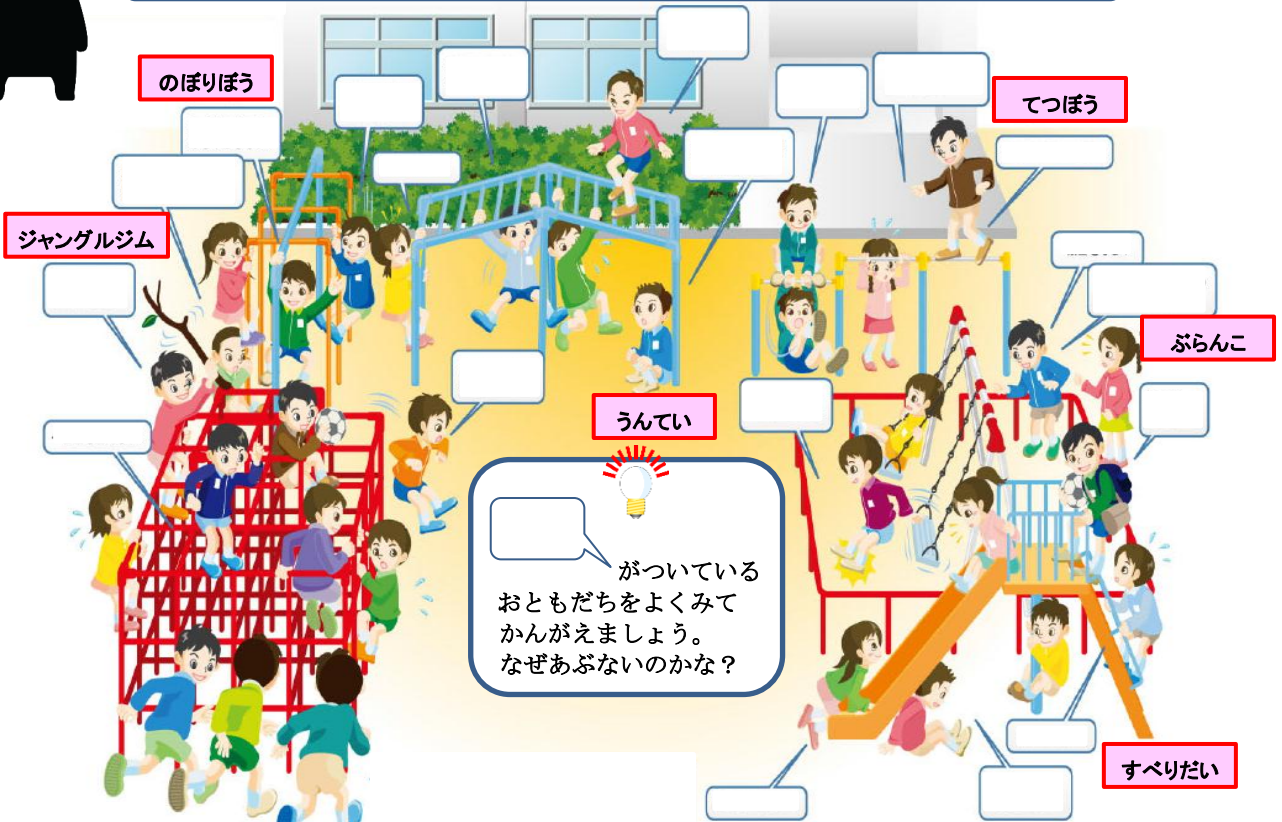
※日本スポーツ振興センター学校安全Webで検索(使用イラストはWeb内 H24 教材カード)

ワークシート

()ねん ()くみ なまえ()



こまっているおともだち や あぶないことをしているおともだち を さがしましょう！



めあて

みんなで たのしい () あそび

①じぶんでかんがえよう

②おともだちとかんがえよう

③みんなでかんがえた 【みんなで たのしい () あそび】 のきまり

-
-
-

みんなできめたことは みんなでまもるモン！

がんばりカード



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン

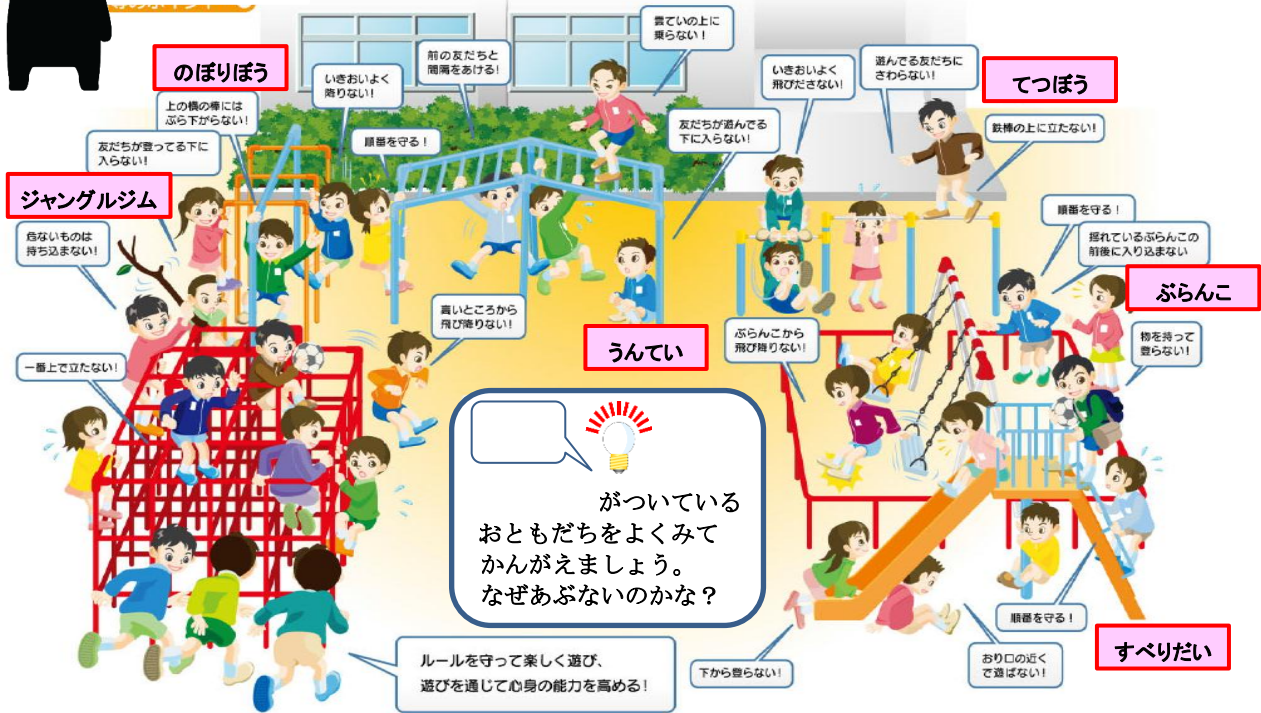
★あまりまもれなかったら1くまモン、とてもよくまもれたら10くまモンぬりましょう！

ワークシート

()ねん ()くみ なまえ()



こまっているおともだち や あぶないことをしているおともだち を さがしましょう！



めあて **ぶらんこやすべりだい**で おともだちとたのしくあそびきまりをきめよう

みんなで たのしい **(すべりだい)** あそび

① **じぶんで**かんがえよう

- すべるじゅんばんをまもる。
- おりくちのちかくであそばない。

② **おともだちと**かんがえよう

- ものをもってすべらない。
- したからのぼらない。

③ **みんなで**かんがえた 【みんなで たのしい **(すべりだいあそび)**】 のきまり

- すべるじゅんばんをまもってあそびます。
- すべりだいのちかくではあそびません。
- ものをもってすべったり、したからのぼったりしません。

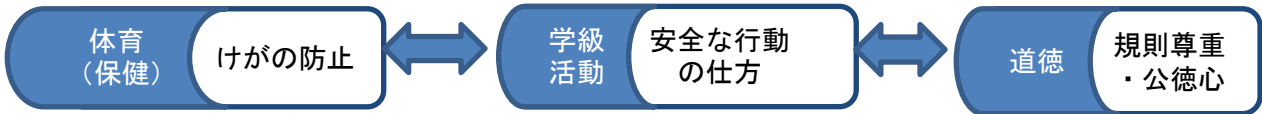
みんなできめたことは **みんなでももるモン!** **がんばりカード**



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン
にち()	がんばるモン					まだまだだモン				すごいモン

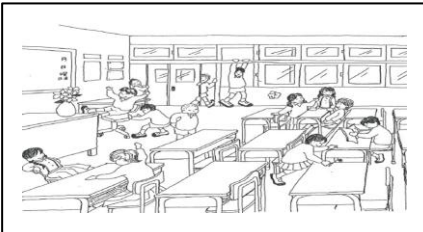
★あまりまもれなかったら1くまモン、とてもよくまもれたら10くまモンぬりましょう！

生活安全領域 小学校 【第4～6学年】
指導区分「休憩時間の安全」



■学級活動における指導例

- (4) 題材名 学校生活での事故と安全な行動
- (5) ねらい 休憩時間における事故発生状況や安全確保の方法等について理解し、安全な行動ができる。
- (6) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 7分	<p>1 学校生活の中で起きた事故やけがについて考える。</p> <p>(1) 学校で起きた身近な事故を思い出す。</p> <p>(2) 休み時間の事故の状況を知る。</p>	<p>○いつ、どこで、なぜ、どうやって起きたかを押さえる。(保健室来室統計等を活用する。)</p> <p>○配慮が必要な事故については、十分に検討する。</p> <p>○休み時間の事故に課題意識を持たせる。</p>
<p>休み時間にかくれている危険を理解し、安全な行動ができるようにしよう。</p>		
展開 30分	<p>2 休み時間の教室の絵を見て話し合う。</p> <p>★絵を見て、あぶないことをしている人を見つけましょう。あぶないと思う理由も書きましょう。</p>  <p>(1) ワークシートに記入する。</p> <p>(2) 記入したことを発表し合う。</p> <p>(3) 絵のほかにも危険なことがないか話し合う。</p> <p>3 事故やけがを防止するためにはどうしたらよいかを考える。</p>	<p>○絵の中に潜んでいる危険に気付かせる。</p> <p>○危険を予測する学習を行うことで、危険を早めに発見する力を身に付けさせる。</p> <p>◎<u>危険を予測することが、安全な行動につながることを理解させる。</u></p> <p>○発表時の留意点として、事前にどんな意見も否定しないこと、他の意見を聞いて気付いたことを発表してよいことを伝える。</p> <p>○危険だと思う行動を絵以外でも考えさせる。</p> <p>○目に見える危険(顕在危険)と、目に見えない危険(潜在危険)があることに気付かせる。</p> <p>○人的要因と環境要因に分けて板書し、各要因への対策を考えさせるようにする。</p> <p>◎<u>危険を除去したり回避することが重要であることを理解させる。</u></p> <p>◆<u>休み時間の安全な生活について話し合い、危険を予測し回避する方法を考えている。</u> 【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p>
まとめ 8分	<p>4 本時のまとめをする。</p> <p>★休み時間を安全に過ごすために自分が心がけていくことを決めましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内では落ち着いた生活をする。 ・雨の日の過ごし方の約束を決める。 ・ふざけている人には注意をする。 	<p>○安全の決まりや約束など、安全な休憩時間を確保するための方法を理解させる。</p> <p>○集団の目標やスローガンだけでなく、安全な生活のために自分が何をするのか、自己決定できるようにする。</p>

活用資料等

○拡大絵「雨の日の休み時間に教室で過ごす児童の風景の絵」

※拡大絵については熊本県教育委員会HPを参照

熊本県教育委員会 → 健康教育 → 学校安全 → 学校安全教育指導の手引

ワークシート

きゅうけいじかん あんぜん

休憩時間の安全

年 組 氏名 (



1 ^{きょう がくしゅう}今日の学習のめあて

--

2 ^{え なか きけん}絵の中に、どんな危険がかくれているでしょう。

^{おも ばめん} あぶないと思う場面	^{り ゆう} 理由

3 ^{じ こ}事故やけがをしないためにはどうしたらよいでしょう。

--

4 ^{やす じかん あんぜん す}休み時間を安全に過ごすために、これからあなたが ^{こころ}心がけていくことを決めましょう。

--

ワークシート

きゅうけいじかん あんぜん 休憩時間の安全

年 組 氏名 ()



1 きょう がくしゅう 今日の学習のめあて

休み時間にかくれている危険を知って安全な行動ができるようにしよう

2 え なか きけん 絵の中に、どんな危険がかくれているでしょう。

あぶないと思う場面	理 由
窓わくにぶら下がっている。	窓ガラスを割ったりしてけがをするかもしれないから。
掃除用具入れにかくれて遊んでいる	とびらを押されて手や足をはさんでけがをするかもしれないから。
教室の中で鬼ごっこをしている	転んで机などにぶつかり、けがをするかもしれないから。
先生用のいすで遊んでいる	転んでけがをしたり、近くの花びんを割ってしまうかもしれないから。

3 じこ 事故やけがをしないためにはどうしたらよいでしょう。

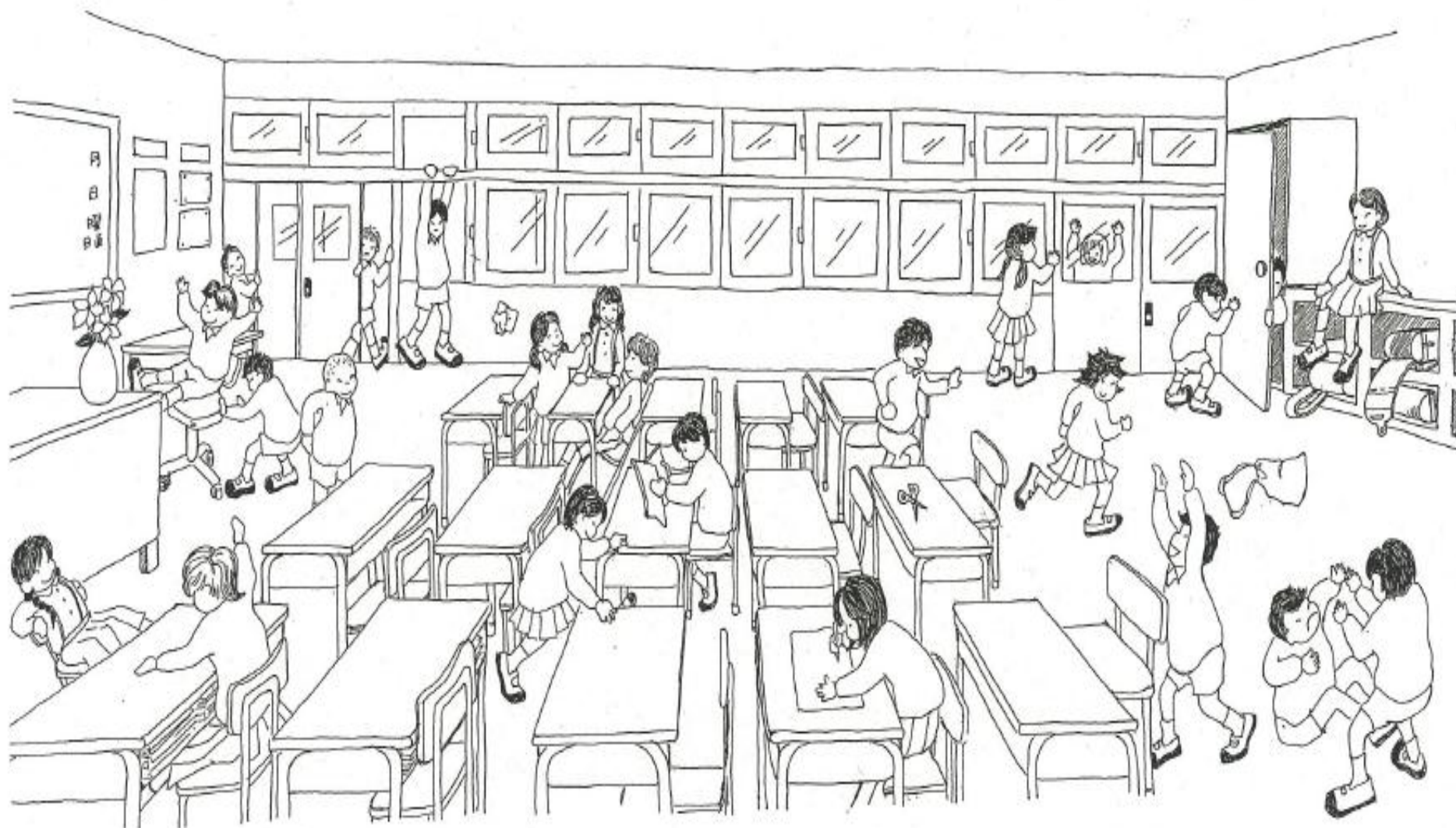
- 教室の中では、走り回ったり、あばれたりしないようにする。
- 危ないことをしている人がいたら注意するようにする。
- 教室の整理整とんを心がけておく。

4 やす じかん あんぜん す 休み時間を安全に過ごすために、これからあなたが心がけていくことを決めましょう。

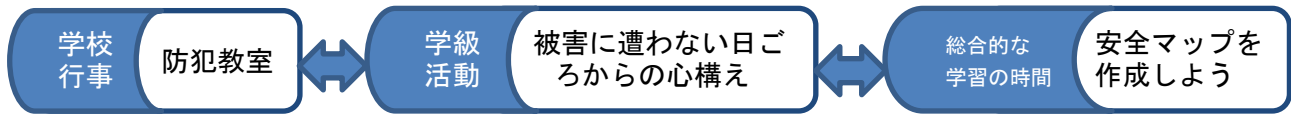
- 休み時間は、次の授業の準備をするなど静かに過ごします。
- 休み時間にあばれている人がいたら注意するようにします。
- 教室に危険な物（はさみ等）が置いてあった場合は片づけるようにします。



雨の日の教室の様子（休み時間）



生活安全領域 中学校【第1～3学年】
指導区分 「地域や社会生活での安全」



■学級活動における指導例

- (1) 題材名 地域での犯罪被害の現状と安全な行動
- (2) ねらい 声かけ事案の現状を理解し、安全な行動ができる。
- (3) 展 開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 10分	1 資料から被害の現状を理解する。	○被害件数が年々増加していることを知る。 ○下校の時間帯に多発していることを知る。 ○資料については、熊本県教育委員会HPを参照する。
	2 本時のめあてを理解する。	
<p>身近な危険から身を守るための適切な行動について考えよう。</p>		
展開 35分	3 通学路について考える。 (1) マップの中に危険箇所(赤シール)と安全な場所(青シール)を貼り、確認する。 (2) マップの危険箇所に設定した理由について話し合う。	○同じ通学路を利用する者同士で話し合わせる。 ○人通りが少ない、外灯がない等から、犯罪が起きやすい危険な場所を確認させる。 ◎ <u>安全な場所や施設・避難場所等を確認する。</u>
	4 日常の心得と適切な行動について考える。 ★通学路の危険箇所において、被害に遭わないために気をつける点、また被害に遭った時の適切な行動を考えましょう。 (1) 自分の考えをまとめ、学習シートに記入する。 (2) グループの中で、理由をつけて自分の考えを発表する。 (3) グループで出た意見を整理する。 (4) グループの意見を発表する。	◎「知識編」P53を基に、 <u>通学路の危険箇所における、犯罪の未然防止及び遭遇した時の適切な行動について押さえる。</u> ○自分の考えをまとめさせる。 ○友だちの考えを参考にしながら、自分の考えを広げさせる。 ○通学路における危険箇所及び犯罪の未然防止及び遭遇した場合の適切な行動を発表させる。 ◆危険について理解し、安全な行動について考えている。【思考・判断・実践】 <ワークシート> ○登下校において、学習したことが実践できるようにする。 ◎ <u>日常の心得が、未然防止の一つであることを理解させる。</u> ◎ <u>通学路以外でも、地域の危険箇所や対処法を知っておくことの重要性を理解させる。</u>
まとめ 5分	5 本時のまとめをする。	

活用資料等

○熊本県警察本部生活安全企画課「声かけ事案等の発生状況」の資料については、熊本県教育委員会HPに掲載

熊本県教育委員会 → 健康教育 → 学校安全 → 防犯

『ワークシート』

()年()組()号 氏名()

本時のめあて

◆ 資料から分かったこと

--

◆ 通学路の危険箇所

危険箇所	危険箇所に設定した理由
①	
②	
③	

◆ 「日常の心得」と「適切な行動」

危険箇所	被害に遭わないための「日常の心得」	被害に遭った場合の「適切な行動」
①		
②		
③		

◆ 学習のまとめ

--

『ワークシート』

() 年 () 組 () 号 氏名 ()

本時のめあて

身近な危険から身を守るための適切な行動について考えよう

◆資料から分かったこと

- 下校時間帯は、声かけ事案の発生件数が最も多い。
- 声かけ事案の曜日別発生件数は、土、日が少なくなっている。
- 被害に遭うのは中学生より小学生の方が多い。

◆ 通学路の危険箇所

危険箇所	危険箇所に設定した理由
①	この場所は、暗くなると人通りが少なくなるから。
②	この場所は、空き家があるから。
③	この場所は、わき道や裏道など死角が多い場所だから。

◆ 「日常の心得」と「適切な行動」

危険箇所	被害に遭わないための「日常の心得」	被害に遭った場合の「適切な行動」
①	できるだけ、友達と一緒に帰るようにする。	大声を出して、近くにあるコンビニエンスストアに走って逃げる。
②	ここを通るときは、速足で歩くようにする。防犯ブザーを持っておく。	防犯ブザーを鳴らし、大声を出して20m先にあるガソリンスタンドへ逃げる。
③	この場所では、たまに後を振り向くなど、周囲に注意を払う。	カバンを投げ捨て、近くの〇〇さんの家に逃げる。

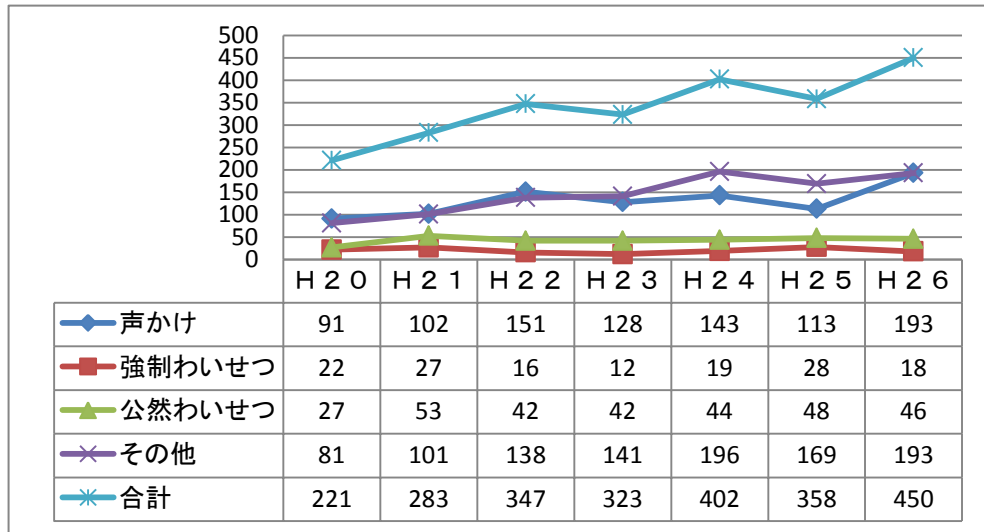
◆ 学習のまとめ

- 声かけ事案に対しては、日頃の心得が大切なことが分かった。通学路の近くにある店や子ども110番の家を確認しておき、万が一不審者に遭ってしまっても、素早く行動できるようにしておきたいと思う。
- 通学路以外の場所の危険箇所も知っておくことの大切さがわかった。これから新聞などを活用し、不審者に関する情報を集めるようにしていきたい。
- 友だちの意見を聞いて、危険箇所に対する考え方や視点が参考になった。これからは、友だちや保護者の考えも参考にし、身近な危険から身を守りたい。

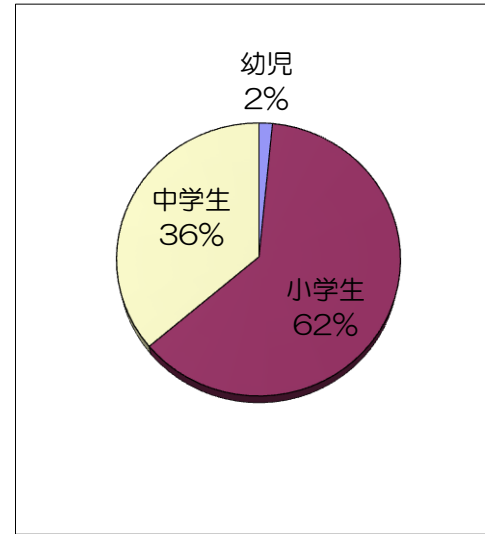
平成26年中の県内の声かけ事案発生状況（対象～中学生）

（資料提供 熊本県警察本部生活安全企画課）

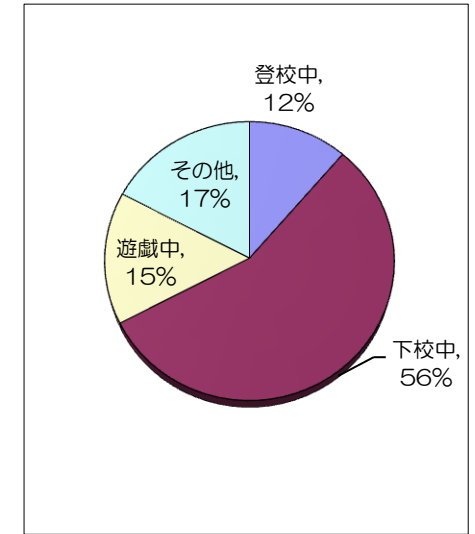
（1）声かけ事案等発生状況の推移



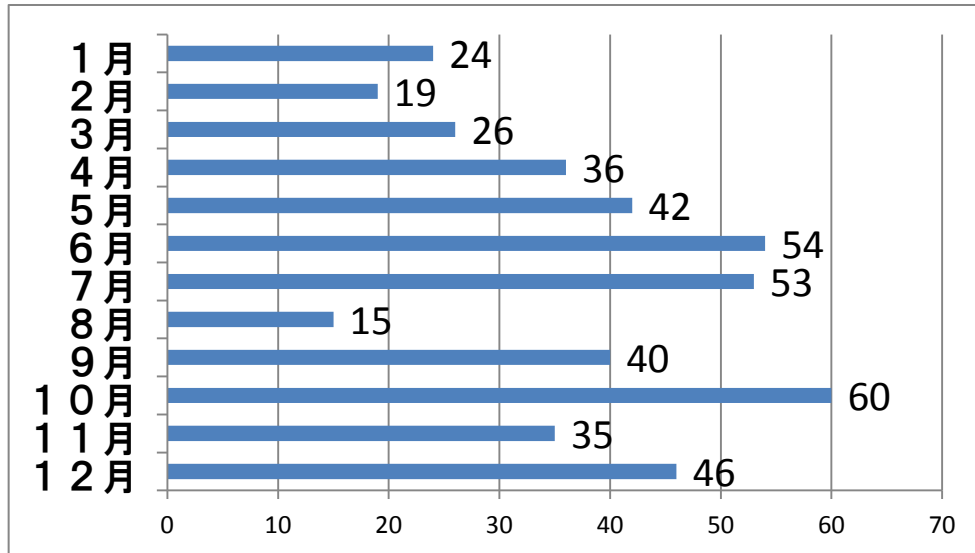
（2）声かけ事案発生件数（学識別）



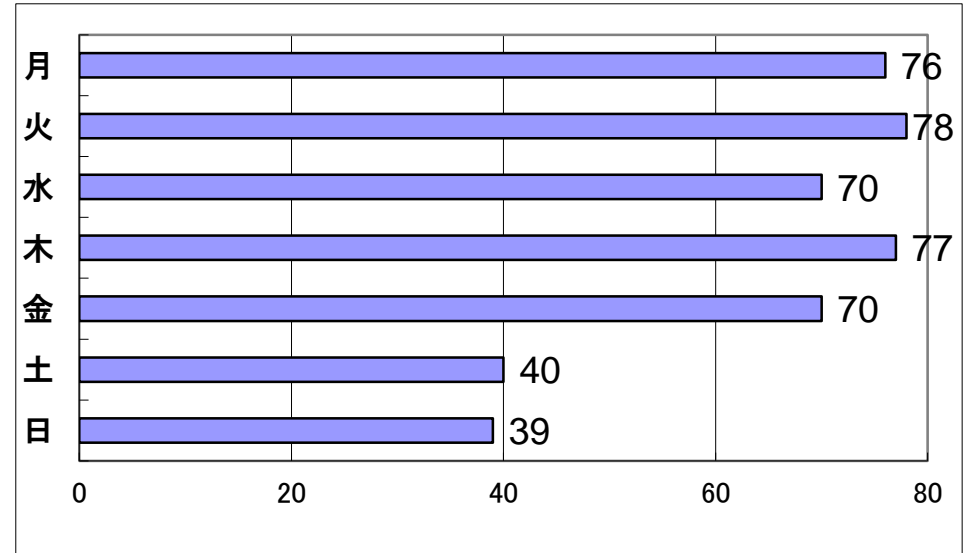
（3）被害態様別声かけ事案発生状況



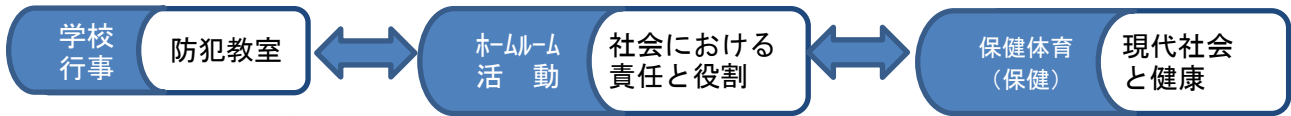
（4）声かけ事案等月別発生件数



（5）声かけ事案等曜日別発生件数



生活安全領域 高等学校【第1～3学年】
指導区分「地域や社会生活での安全」



■学級活動における指導例

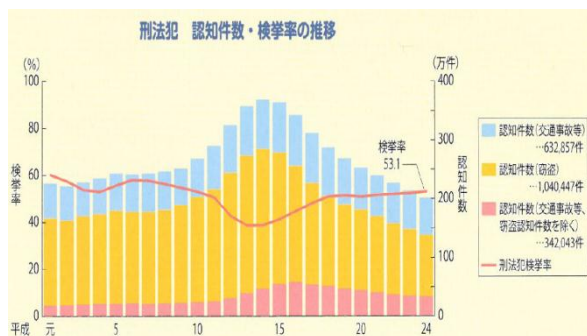
- (1) 題材名 地域・社会における自分たちの責任と役割
- (2) ねらい 社会で起こる犯罪や危険について理解し、自分たちにできる地域の安全活動について考えることができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 5分	<p>1 犯罪の発生状況について知る。</p>	<p>○全国的には平成14年をピークに犯罪認知件数は減少傾向にあり、県内においても同様に推移していることを理解させる。</p> <p>○犯罪認知件数の減少には、公的機関の取り組みに加え、自主防災組織等の活動も関係していることに気付かせる。</p>
<p>安心・安全な地域づくりのために高校生ができることについて考えよう</p>		
展開 40分	<p>3 犯罪対策の考え方について理解する。 ★犯罪を減らすために必要なことは何でしょう。</p> <p>4 地域の犯罪を防止するために自分たちにできることを考える。 ★高校生が地域の安全に貢献できる活動や役割はどのようなものがありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 付箋紙を使いながら意見を出し合う。 (2) 犯罪防止のために自分たちができることについて応用紙にまとめる。 (3) グループでまとめた意見を発表する。 	<p>○犯罪対策には、その原因を究明し除去する考え方よりも、犯罪の発生した環境や状況を分析し、犯罪が起きにくい環境づくりが大切であることを押さえる。</p> <p>○「割れ窓理論」にあるように、落書きなど小さな犯罪の芽を摘み取ることで、犯罪を抑止できる考え方があることも理解させる。</p> <p>○より多くの考えやアイデアを引き出すため、出された考えに対しての批判や批評は行わないように指導する。</p> <p>◎<u>高校生ができる活動や役割について理解させる。</u></p> <p>◆<u>安心・安全な地域づくりのために高校生ができることについて考えている。</u> 【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p> <p>○考えたことやアイデアが実践につなげられるように促す。</p>
まとめ 5分	<p>5 本時のまとめをする。</p>	<p>◎<u>地域での声かけや挨拶一つでも犯罪防止につながることを理解させる。</u></p> <p>◎<u>新聞や県警メールで、安全に関する最新情報を入手するなど、県内の犯罪状況に関心を持つことの大切さを理解させる。</u></p>

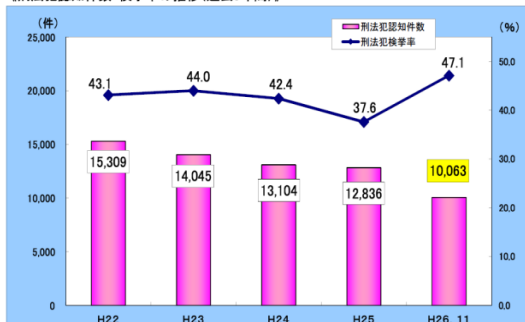
ワークシート

年 組 号 氏名【 】

めあて



《刑法犯認知件数・検挙率の推移(過去5年間)》



★国内・県内の犯罪状況はどのような傾向にありますか

★その理由を考えてみよう

★犯罪を減らすために必要なことを考えよう。

★高校生が地域の安全に貢献できる活動や役割にはどのようなものがありますか？

ゆっぴー安心メールってなあに？・・・子ども・女性・高齢者等の安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した情報をお知らせします。

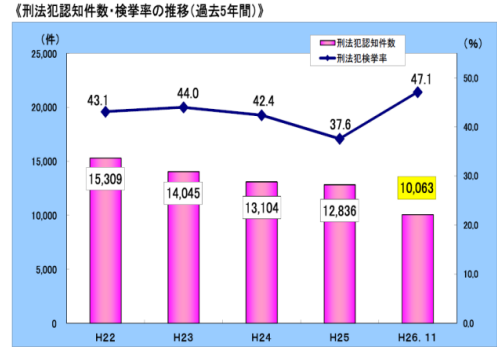
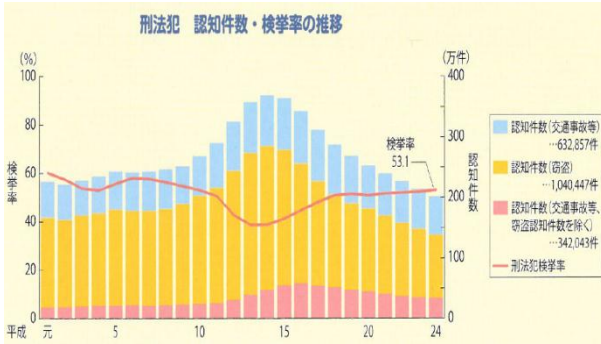
- 声かけ事案、不審者の出没など、子どもに対する犯罪の前兆と思われる事案情報
- 子ども対象の連れ去り、強制わいせつ、通り魔等事案情報
- 強盗等重要又は特異な犯罪発生に関する事案情報
- 行方不明、高齢者等の手配、迷い人に関する情報、高齢者等の安全・安心情報



ワークシート

年 組 号 氏名【 】

めあて **安心・安全な地域づくりのために高校生ができることについて考えよう**



★国内・県内の犯罪状況はどのような傾向にありますか

平成14年をピークに犯罪認知件数は減少傾向にある。

★その理由を考えてみよう

- 防犯カメラ設置など、犯罪に対する抑止効果が生まれたため。
- 防犯パトロール等に取り組んでいる人が増えたため。

★犯罪を減らすために必要なことを考えよう。

- 犯罪対策には、その原因を究明し除去する考え方よりも、犯罪の発生した環境や状況を分析し、犯罪が起きにく環境づくりが大切である。
- 警察等の関係機関にまかせっきりにするのではなく、地域住民などによる自主防犯組織等の活動を増やしていく。

★高校生が地域の安全に貢献できる活動や役割にはどのようなものがありますか？

- 地域での声かけや挨拶を積極的に行うようにすること。
- 地域のごみ拾いなど、地域の環境美化活動を行う。
- 地域の行事に積極的に参加するようにすること。
- 小中学生の見本となるということを意識した言動をとること。
- ボランティア活動に積極的に参加すること。
- 新聞や県警メールを活用し、安全に関する最新情報を入手するなど、県内の犯罪状況に関心を持っておくこと。

ゆっぴー安心メールってなあに？・・・子ども・女性・高齢者等の安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した情報をお知らせします。

- 声かけ事案、不審者の出没など、子どもに対する犯罪の前兆と思われる事案情報
- 子ども対象の連れ去り、強制わいせつ、通り魔等事件情報
- 強盗等重要又は特異な犯罪発生に関する事件情報
- 行方不明、高齢者等の手配、迷い人に関する情報、高齢者等の安全・安心情報



交通安全領域 小学校 【第1～3学年】
指導区分「道路の歩行と横断及び交通機関の利用」

学校
行事

交通安全教室

学級
活動


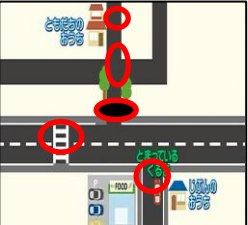
道路の構造や利用の
きまり、安全な歩行と
飛び出しの危険

生活

わたしの
つうがくろ

■学級活動における指導例

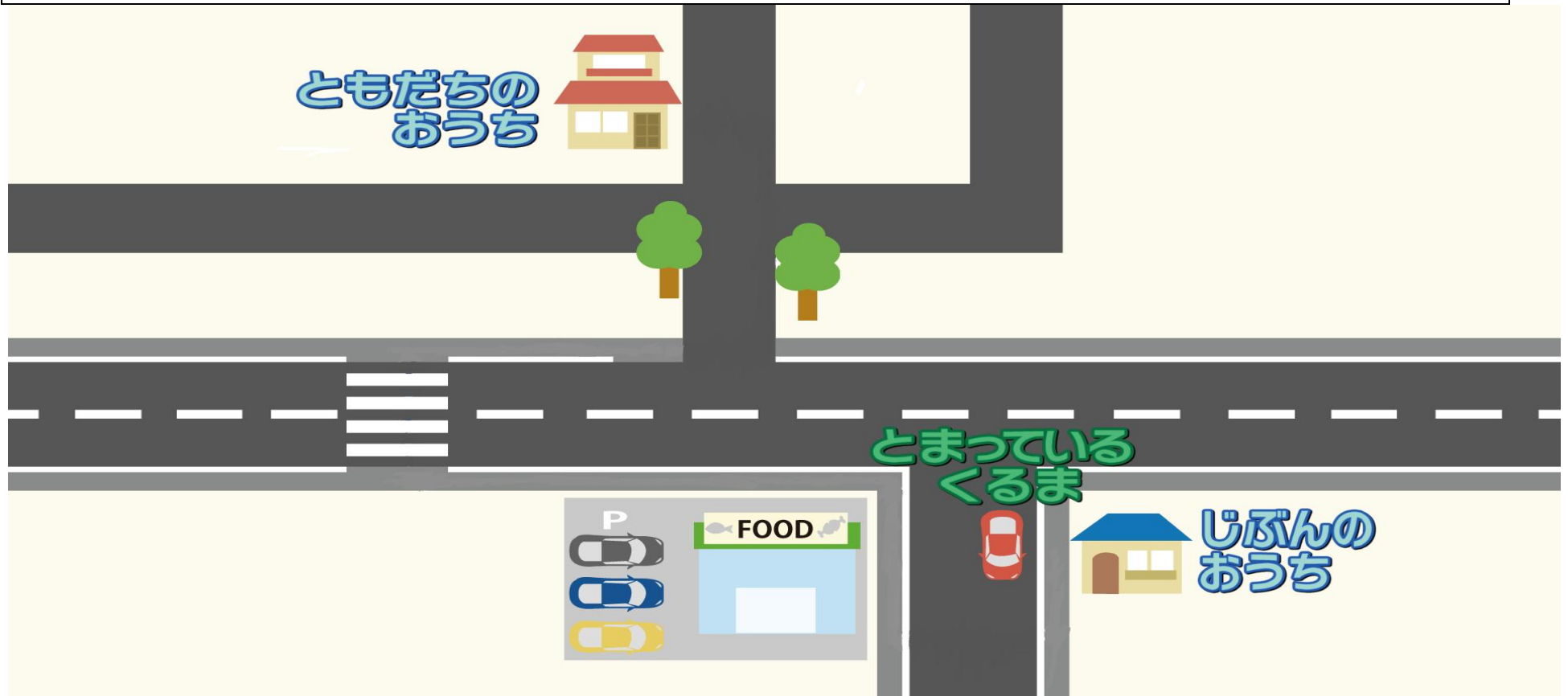
- (1) 題材名 道路の役割・通行区分と安全
- (2) ねらい 道路の安全な歩行の仕方を理解できる。
- (3) 展 開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導のポイント ◆評価
導入 8分	<p>1 自分の通学路を思い出す。 ★自分の家から学校に来るまでの間に、どんなところを通って来ますか。思い出してみよう。</p>	<p>○どんなところを通っているか思い出させ、①歩道がある場所、②路側帯になっている場所、③何もない場所、④横断歩道などを確認する。 (①～④の写真を準備し提示)</p>
展開 27分	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">どうろのあんぜんなあるきかたをしろう。</p> <p>2 映像『どうろのあるきかた』(53秒)を見る。</p> <p>3 道路を歩くときに、気をつけなければならないことについて考える。 (1) ワークシートに記入する。 ★自分の家から友達の家までどこを通って行くか線を引いてみましょう。</p>  <p>(2) ワークシートに記入する。 ★危ないと思う所に○をつけましょう。 ★○をつけたところは、どこですか。なぜ、そこは危ないと思いましたか。</p> 	<p>○人だけではなく、自転車や車などもすぐそばを通っていることを強調する。</p> <p>○ワークシートを配付し、図の中の歩道の場所について確認する。</p> <p>○線を引く前に、導入で確認した歩道や路側帯を歩くこと、横断歩道を通ることを条件として付け加える。</p> <p>○横断歩道を通っていない児童については、机間指導の中で支援する。</p> <p>○全員に線を引かせたら解答を示し、自分が書いたものと比較させ、疑問に思う点を発表させる。</p> <p>○危険だと思った箇所に○をつける時には、必ず理由が言えるようにする。</p> <p>◎知識編資料(P.55)「歩行者編、道路の安全な歩行について」を確認する。</p>
まとめ 10分	<p>4 安全な歩行の仕方を確認する。 (1) 映像『みえない「くるまのかげ」』(1分34秒)を見る。 (2) 映像『おうだんぼどうのわたりかた』(1分38秒)を見る。 ★交通安全で気をつけなければならないことはどんなことでしたか。</p>	<p>○映像を止めながら、一つずつ確認する。</p> <p>◎その場面ごとに「とまる」「みる」「たしかめる」を全員で復唱し、印象づける。</p> <p>◆危険な行為や場所のあるきかた、「とまる」「みる」「たしかめる」の大切さを理解できる。 【知識・理解】〈ワークシート〉</p>

活用資料等

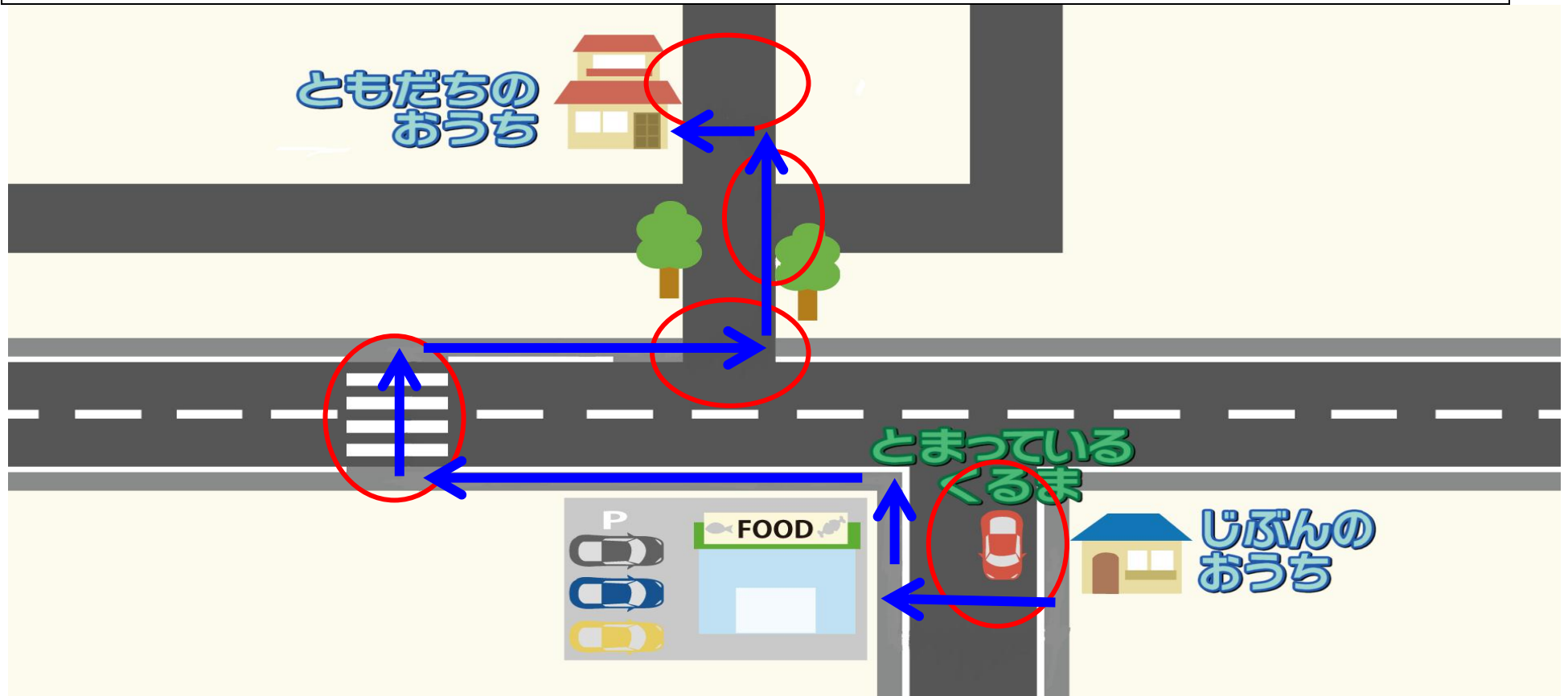
ODVD教材「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 文部科学省 H25.3

めあて



どうろをあんぜんにあるくために、きをつけなければならないことはどんなことでしたか？

めあて **どうろのあんぜんなあるきかたをしろう。**



どうろをあんぜんにあるくために、きをつけなければならないことはどんなことでしたか？
ほどうをあるく。おうだんほどうをわたる。どうろのみぎがわをあるく。どうろをわたるときには「とまる・みる・たしかめる」を忘れない。

交通安全領域 小学校【第4～6学年】
指導区分「自転車の安全な利用」

学校
行事

交通安全教室

学級
活動

自転車の安全な
乗り方について

体育
(保健)

けがの防止

■学級活動における指導例

- (1) 題材名 自転車の安全な走行
- (2) ねらい 自転車の安全な利用の仕方を理解し、安全な乗車について考えることができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導のポイント ◆評価
導入 5分	<ol style="list-style-type: none"> 1 自分の経験を振り返る。 ★自転車に乗っていて、危険と感じたことを思い出してみよう。 2 自転車安全利用五則を理解する。 	<p>○危険と感じる場所には、交差点や路側帯、道路に車が停車している場所、歩道などがあることに気付かせる。</p> <p>○知識編 (P. 56)「自転車編 I」を確認する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 自転車走行中の危険を予測しよう。 </div>		
展開 35分	<ol style="list-style-type: none"> 3 映像を見て考える。 ★今からいろいろな場面での行動を考えてみましょう。 (1) 映像『自転車で道路を走る』(2分10秒)を見る。 ・ワークシート①②について考える (2) 映像『急に方向を変えない』(2分37秒)を見る。 ・ワークシート③④について考える (3) 映像『見通しの悪い交差点』(2分41秒)を見る。 ・ワークシート⑤について考える (4) 映像『「止まる・見る・確かめる」をわすれるとき』(41秒)を見る。 ・ワークシート⑥について考える (5) 映像『歩道を走っているとき』(2分30秒)を見る。 ・ワークシート⑦⑧について考える (6) 映像『危険を予測する』(1分55秒)を見る。 ・ワークシート⑨について考える (7) 映像『歩行者の安全も考える』(57秒)を見る。 ・ワークシート⑩について考える 4 本時のまとめをする。 ★自分の経験を振り返り、危険に遭わないためにはどうすればよかったのか考えよう。 	<p>○ワークシートを配付し、それぞれの場面における危険を予測させる。</p> <p>○場面ごとに画面を一時停止し、危険を予測させる。</p> <p>○「止まる、見る、確かめる(後方確認)」を徹底する。</p> <p>○「内輪差」を考えた停車位置を確認する。</p> <p>○様々な危険を予測させるようにする。</p> <p>○「止まる、見る、確かめる」を再度徹底する。</p> <p>○映像で示されたもの以外にも、どんな時に忘れやすいか考えさせる。</p> <p>○飛び出しの危険性を理解させる。</p> <p>○映像で示されたもの以外にも様々な危険があることに気づかせる。</p> <p>○歩道はあくまでも歩行者が優先であることを確認する。</p> <p>◎<u>自転車に安全に乗るためには、危険を予測しておくことが大切であることを理解させる。</u></p> <p>◆<u>自転車利用時の危険について予測している。</u> 【思考・判断・実践】〈観察〉</p> <p>○危険予測することの大切さを確認する。</p>
まとめ 5分		

めあて

1 自転車乗車中、危ないと感じた場面を思い出してみよう！

2 自転車安全利用五則を理解しよう！

- ① 自転車は、() が原則、歩道は例外
- ② 車道は () を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、() 寄りを徐行
- ④ 安全 () を守る (二人乗り禁止・並進禁止・夜間のライト点灯・安全確認等)
- ⑤ 子どもは () を着用

3 いろいろな場面での行動を考えてみましょう！

① わたる前にすること



② 歩道での信号待ちの場所



③ 走行中の道路の横断



④ 歩道から車道への進路変更



⑤ 見通しの悪い交差点



⑥ 「止まる・見る・確かめる」をわすれるとき



⑦ 道路ぞいにお店がある場所



⑧ わき道がある場所



⑨ 車道を走っているとき



⑩ 歩道を走るとき、どんなことを考えますか



4 危険にあわないためにはどうすればよかったですか？

めあて

自転車走行中の危険を予測しよう。

1 自転車乗車中、危ないと感じた場面を思い出してみよう！

交差点に進入したとき。狭い車道（路側帯）を走行中、車とすれ違うとき。止まっている車の陰から歩行者が飛び出てきたとき。歩道を走っているとき、歩行者にぶつかりそうになったとき。

2 自転車安全利用五則を理解しよう！

- ⑥ 自転車は、（ 車道 ）が原則、歩道は例外
- ⑦ 車道は（ 左側 ）を通行
- ⑧ 歩道は歩行者優先で、（ 車道 ）寄りを徐行
- ⑨ 安全（ ルール ）を守る（二人乗り禁止・並進禁止・夜間のライト点灯・安全確認等）
- ⑩ 子どもは（ ヘルメット ）を着用

3 いろいろな場面での行動を考えてみましょう！

② わたる前にすること

- ・安全確認「止まる、見る、確かめる」を必ず行う。



② 歩道での信号待ちの場所

- ・車の内輪差を考え、車道から離れておく。



③ 走行中の道路の横断

- ・急に方向を変えない
- ・安全確認（特に後方確認）をする。



④ 歩道から車道への進路変更

- ・急に方向を変えない。
- ・車道に飛び出さない。



⑤ 見通しの悪い交差点

- ・安全確認「止まる、見る、確かめる」を必ず行う。



⑥ 「止まる・見る・確かめる」をわすれるとき

- ・急いでいるとき。
- ・考えごとをしているとき。
- ・天候が悪いとき。



⑦ 道路ぞいにお店がある場所

- ・出入りする車などに気を付ける。



⑧ わき道がある場所

- ・車などが飛び出してくることがあるので安全確認をしっかりと行う。



⑨ 車道を走っているとき

- ・車の陰から人がでてくることや車のドアが開くことを予測する。



⑩ 歩道を走るとき、どんなことを考えますか

- ・歩道は歩行者が優先
- ・歩行者がいるときは自転車から降りたり、ゆっくり走ったりする。



4 危険にあわないためにはどうすればよかったですか？

- ・自転車安全利用五則などの規則・ルールを守ればよかった。
- ・自転車にのるときは、どんな危険があるか、いつも予測しながら運転するとよかった。
- ・歩道を走るときは、歩行者の安全についても気を付けておけばよかった。

交通安全領域 中学校【第1～3学年】
指導区分「自転車の安全な利用と点検・整備」



■学級活動における指導例

- (1) 題材名 自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止
- (2) ねらい 加害事故の責任を理解し、安全な自転車利用のための備えについて考えることができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 10分	<ol style="list-style-type: none"> 1 映像『あなたの人生も変える加害事故』【JA共済「自転車交通安全教育DVD」CHAPTER6の前半(～2分30秒)】を見る。 ★同じ様な経験や見たり聞いたりしたことを思い出してみよう。 2 どんな時に事故が起こりやすいか考える。 	<p>○実際に、本人や家族が重大事故等に遭っている場合は配慮する。事前に生徒の実態を把握しておく。</p> <p>○あわてている時、注意が散漫になっている時などに事故が起こりやすいことを強調する。</p>
加害事故の責任を理解し、安全な自転車利用の備えについて考えよう。		
展開 30分	<ol style="list-style-type: none"> 3 加害者が負わなければならないことについて考える。 (1) グループで話し合う。 ★加害者が負う責任はどんなものがあるか話し合おう。 (2) 映像『あなたの人生も変える加害事故』の後半(2分30秒～)を見る。 ★映像から、感じたことを発表しよう。 (3) 加害者が負う責任について説明を聞く。 	<p>○発表内容を刑事上の責任、民事上の責任、道義的な責任に分けて板書する。</p> <p>◎<u>道路交通法(自転車安全利用五則等)に違反して事故を起こした場合、自転車を運転していた加害者は、刑事上の責任を負うとともに、被害者に対し損害賠償や謝罪の責任等を負うことになることを確認する。</u></p>
まとめ 10分	<ol style="list-style-type: none"> 4 映像『自転車の賠償責任、点検・整備等について』【文科省「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(2分)】を見る。 ★映像を見て学んだことをワークシートに記入しよう。 5 本時の学習内容を振り返る。 ★本時の学習内容を振り返り、今後の自転車による交通事故防止のために必要な備えについて考えてみよう。 	<p>◎<u>加害事故の賠償責任の重さを再認識させ、個人賠償責任保険(TSマークを含む)加入の必要性を確認するとともに、事故を防ぐにはメンテナンスも必要であることを強調する。(知識編 P56～58：自転車編 I・II・III参照)</u></p> <p>◆加害者が負う責任について理解し、安全に自転車を利用するための備えについて考えている。 【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p>

活用資料等

- DVD教材「自転車交通安全教育DVD」JA共済 H25
- DVD教材「安全な通学を考える～加害者にもならない～」文部科学省 H24.3

ワークシート

() 年 () 組 番号 () 氏名 ()

本時のめあて

■映像で起こった事故について考えてみよう。

○どんな時に事故が起こりやすいか考えよう。

○事故を起こしてしまった場合、どのような責任を問われるのか考えてみよう。



☆加害者が負う3つの責任

① () 責任 ② () 責任 ③ () 責任

■事故を未然に防ぐには、自転車の () が必要
点検・整備には、() が () を持つ。

■加害事故が起こったとき、相手の生命やけがへの民事上の責任に備えるために
() 保険や () マーク付帯保険への加入が必要

■本時の学習内容を踏まえ、今後の自転車事故の防止のために必要な備えを考えてみよう。

ワークシート

() 年 () 組 番号 () 氏名 ()

本時のめあて

加害事故の責任を理解し、安全な自転車利用の備えについて考えよう。

■映像で起こった事故について考えてみよう。

○どんな時に事故が起こりやすいか考えよう。

・あわてているとき ・注意散漫になっているとき ・天候が悪いとき

○事故を起こしてしまった場合、

どのような責任を問われるのか考えてみよう。

- ・相手を死傷させたときには、法律（刑法：道路交通法等）により処罰される責任。
- ・被害者に対する損害賠償（被害者の人身損害のほか、車両の修理費などの物損が対象）の責任
- ・加害者になった場合は、被害者を見舞い、誠実に謝罪したり、事故の対応をするという責任。



☆加害者が負う3つの責任

①（ **刑事上の** ）責任 ②（ **民事上の** ）責任 ③（ **道義的な** ）責任

■事故を未然に防ぐには、自転車の（ **メンテナンス** ）が必要

点検・整備には、（ **自分** ）が（ **責任** ）を持つ。

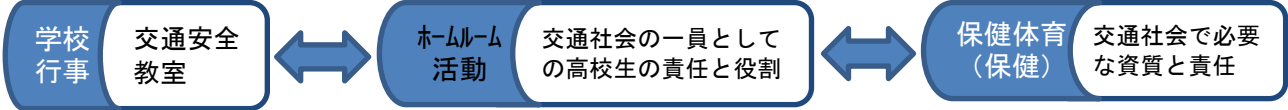
■加害事故が起こったとき、相手の生命やけがへの民事上の責任に備えるために

（ **個人賠償責任** ）保険や（ **TS** ）マーク付帯保険への加入が必要

■本時の学習内容を踏まえ、今後の自転車事故の防止のために必要な備えを考えてみよう。

- ・交通事故は被害者だけではなく、加害者にならないことを考えて行動しておくことが必要。
- ・加害者が負う責任に備え、保険に加入しておく。
- ・事故防止のために、自転車のメンテナンス（点検・整備）が必要。

交通安全領域 高等学校【第1～3学年】
指導区分「交通事故防止と安全な生活」



■ホームルーム活動における指導例

- (1) 題材名 安全な交通社会における責任と役割
- (2) ねらい 自転車走行時における周囲の様々な人の目線や立場を理解し、交通社会の一員としてできる責任と役割について考えることができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導のポイント ◆評価
導入 10分	<p>1 危険を予測する。 ★映像『危険を予測する力をつける(場面18)』(32秒)を見て、危険が潜んでいる箇所を探してみよう。 ※場面は学校や生徒の実態に応じて変更可</p> 	<p>○映像を見せ、危険箇所をワークシートに記入させた後、数名の生徒に発表させる。 ◎<u>危険予測は、落ち着いた精神状態であるからこそ正常に機能することを強調する。</u></p>
展開 30分	<p style="text-align: center;">交通社会の一員として、自転車に乗る私たちにできることを考えよう。</p> <p>2 焦りを抑える方法について考える。 ・映像『気持ちを意識してみよう!』(1分32秒)を見て、次の3点について考える。 ★遅刻しそうな時、自分ならば、どのようなことを思い浮かべるか考えてみよう。 ★焦って急いでいる時、自分の自転車の乗り方は普段とどう変わるか考えてみよう。 ★自分を落ち着かせるためには、どんな言葉があるか考えてみよう。</p> <p>3 様々な人の目線や立場を理解する。 (1) 映像『地域の安全を守る役「子どもは見ている」』(2分05秒)を見る。 ★映像を見て、どのようなことを感じましたか。 (2) 映像『地域の安全を守る役「見えているもの、見えている世界が違う」』(5分55秒)を見る。 ★映像を見て、次の4つの視点について考えてみよう。 ①子どもの視点 ②高齢者の視点 ③障がい者の視点 ④自動車ドライバーの視点</p>	<p>◎<u>3点について考える前に、まずは余裕を持って行動することを第一に意識させる。</u> ○各自で考えた後、グループワークで意見を共有させる。</p>  <p>◎「子どもは見ている」を見せた後、自分の行動が周囲に影響を及ぼすことを強調する。 ○4つの視点の映像を見る時は、ワークシートにメモを取りながら見るように指示する。 ○グループワークで意見を共有させた後、数名の生徒に発表させる。</p>
まとめ 10分	<p>4 本時の学習内容を振り返る。 ★本時の学習内容を振り返り、今後、交通社会の一員としての責任と役割について考えてみよう。</p>	<p>◆交通社会の一員としての高校生の責任と役割について考えている。【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p> 

活用資料等

○DVD教材「安全な通学を考える～加害者にもならない～」文部科学省 H24. 3

ワークシート

学年 組号	年 組 号	氏名	
----------	-------	----	--

本時のめあて

1 危険を予測する

下の写真の中で危険が潜んでいる場所に○を付けてみよう。また、その危険を回避するためにはどのような行動を取ったらよいか考え、下の枠内にまとめてみよう。



Blank box for writing answers to the prediction task.

2 「焦り」をコントロールする

焦って事故を起こしたりけがをしたりしてはつまらない。けれども、焦ることは誰にでもある。

自分の焦りを抑えることができれば、落ち着いて安全な運転ができるはずだ。

もちろん、遅刻しないように、朝、余裕をもって登校できればそれが一番の安全対策になる。



(1) 遅刻しそうな時、自分ならどんなことを思い浮かべるだろう？

Blank box for writing answers to question (1).

(2) 焦って急いでいる時、自分の自転車の乗り方は普段とどう変わるだろう？

Blank box for writing answers to question (2).

(3) 自分を落ち着かせる言葉を考えてみよう。

Blank box for writing answers to question (3).

3 見えているもの、見えている世界が違う

私たちが道路を利用する時は、小さな子ども、高齢者、障がいのある人、自動車ドライバーなどとともに、互いに相手へ配慮をしながら安全な交通社会をつくっている。あらためて他の人々の視線や立場にたって交通安全について考えることで、より交通社会の安全レベルを上げることができるのではないだろうか。ここでは他者の視点にたった交通安全について考えてみよう。

(1) 映像で見た「子どもの視点」から、どんなことを感じただろう？



(2) 映像で見た「高齢者の視点」から、どんなことを感じただろう？



(3) 映像で見た「障がい者の視点」から、どんなことを感じただろう？



(4) 映像で見た「自動車ドライバーの視点」から、どんなことを感じただろう？



4 本時の学習内容を踏まえて、今後、交通社会の一員としてできる責任と役割について考え、まとめてみよう。

ワークシート

交通社会の一員としての高校生の責任と役割

「交通社会の一員として、自転車に乗るあなたにできること」

学年 組号	年 組 号	氏 名	
----------	-------	-----	--

1 危険を予測する

左下の写真の中で危険が潜んでいる場所に○を付けてみよう。また、その危険を回避するためにはどのような行動を取ったらよいか考え、右下の枠内にまとめてみよう。



「交差点を直進中、対向車が止まってくれたので・・・。」

対向右折車のドライバーの視線は歩行者に向けられていて、こちらの自転車は視界に入っていない可能性がある。減速し、右折車の動きを見ながら、ドライバーがこちらを確認して一時停止することが分かったら直進する。また、この時、右後ろから来る左折車にも注意しないと、巻き込まれる可能性がある。

2 「焦り」をコントロールする

焦って事故を起こしたりけがをしたりしてはつまらない。けれども、焦ることは誰にでもある。

自分の焦りを抑えることができれば、落ち着いて安全な運転ができるはずだ。

もちろん、遅刻しないように、朝、余裕をもって登校できればそれが一番の安全対策になる。



(1) 映像のようなことが起きた時、どんなことを思い浮かべるだろう？

「先生に怒られる」「遅れて教室に入った時、みんなの注目を浴びはざかしい」「試験に集中できず失敗する」「待ち合わせをしていた友達に迷惑をかけてしまう」

(2) 焦って急いだ時、自分の自転車の乗り方はふだんとどう変わるだろう？

「赤信号でも横断してしまう」「歩行者の多い路地でもスピードを落とさない」「一時停止の標識を無視する」「ベルを鳴らしながら歩道を走る」

(3) 落ち着くために自分に言い聞かせる言葉には、どんなものがあるだろうか？

例1) けがをしたら、遅刻より面倒だ

例2) 自分はともかく、他人にけがをさせるのはいやだ

例を参考にしながら自分なりの答えを考えてみよう。

※例えば遅刻しそうだという場合、ストレス感は、遅刻そのものよりも、遅刻によってもたらされる状況を予想して高まることが多い。その状況に対する解決策が見つかれば、ストレスは軽減されることになる。ここにストレスコントロールのヒントがある。実際、少し見方や考え方を変えれば、そう大きな問題ではないことも多々ある。どのような論理で落ち着くことができるかは個人差があるので、できるだけ自分に合った解決方法を見つけられるよう助言する。

3 見えているもの、見えている世界が違う

私たちが道路を利用する時、小さな子ども、高齢者、障害のある人、自動車のドライバーなどとともに、互いに相手のことを配慮しながら安全をつくっている。他の人々のことをもっと理解できれば、どうすれば安全のレベルを上げることができるかも、見えてくるのではないだろうか。ここでは他者の視点で交通安全を考えてみよう。

(1) 映像で見た「子どもの視点」から、どんなことを感じただろう？



「視線が低い」「目の位置が自転車のタイヤの高さにある」「大人や車が大きく見える」「見上げないと何が起きているのか分からない」

(2) 映像で見た「高齢者の視点」から、どんなことを感じただろう？



「急な飛び出しなどに対して自分たち以上に怖い思いをする」「視線の動き（見て認知していく速さ）が遅い」「視線の動きが時々止まる」「視線がゆらゆら動く（安定しない）」「視野が狭く、急に視界に自転車が入ってくる感じ」

(3) 映像で見た「障がい者の視点」から、どんなことを感じただろう？



「視覚障がい者は、人がすぐそばを通り過ぎると、怖い思いをするのではないかと。また、白杖が他の歩行者に引っかかりそうで怖いと思う。」「聴覚障がい者は、話す時に手と目を使うため、障がいのない人に比べて安全確保が大変。また、耳からの情報がないことで怖い思いをすることが多いと思う。」

(4) 映像で見た「自動車ドライバーの視点」から、どんなことを感じただろう？



「歩道から車道へ出る時にはもっと注意しないといけない」「自転車とすれ違う時、接触しそうで怖い」「自転車が右側を逆走するのは迷惑」「車体の幅を考えるのがむずかしそう」

4 本時の学習内容を踏まえて、今後、交通社会の一員としてできる責任と役割について考え、まとめてみよう。

交通社会の一員として、他人を気遣う行動が必要である。そのためには、小さい子ども、高齢者、障がいのある人などについて、正しい知識としっかりとした考えを持っていなければならない。また当然、自分の安全を守ることができなくてはならない。心理的・時間的に余裕があることも重要になる。

災害安全領域 小学校 【第1～3学年】
指導区分「地震災害時の安全」



■学級活動における指導例

- (1) 題材名 地震のときに起こる危険の理解と安全な行動
- (2) ねらい 地震発生時の危険を理解し、安全な避難行動を身に付けることができる。
- (3) 展 開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 10分	<p>1 地震の絵を見て、地震について考える。 ★地震とは、どういうものでしょう。地震について、知っていることを教えてください。</p>	<p>○何枚かの地震発生時の絵や写真を見せ、地震について、知っていることを発表させる。 (実態に応じた事前アンケートも有効)</p>
<p>あんぜんなひなんこうどうをみにつけよう。</p>		
展開 25分	<p>2 地震やその危険について理解する。 ★地震とは、どういうものか。また、地震が起こったとき、どんな怖いこと(危険)があるか考えよう。</p> <p>3 安全な避難行動を身に付けるために、実際に避難行動を行う。 ★地震が起こったとき、安全な避難をするためにどんな行動をとればよいか考えよう。</p>	<p>○資料を活用し、地震や危険なことについて確実に理解させる。 ◎<u>地震の際のけがの発生は、落ちてきたものや慌てて自分勝手な行動をするときに多いことを理解させる。</u></p> <p>○緊急地震速報の音源CDを使い、実際にショート訓練を行う。(音源CDについては県教育委員会より各学校に配付済み)</p> <p>◎<u>「頭を守ること」、「落ち着いて避難すること」について、実際に避難行動を繰り返し行い、安全な避難行動を身に付ける。</u></p> <p>◆地震発生時の危険を理解し、安全な避難行動を身に付けようとしている。 【関心・意欲・態度】〈観察・ワークシート〉</p>
まとめ 10分	<p>4 地震が起きたときの安全な避難行動をまとめる。 例：じ(じしんがおきたら頭を守ろう) し(しずかにゆっくり行動しよう) ん(ん!じしんの次は、津波かな)</p>	<p>○児童の実態や発達段階に応じて、安全な避難行動についてまとめる。 ◎<u>津波に対する避難行動についても触れる。</u></p>

活用資料等

- 「みんなで防災!ガイドブック」(熊本県危機管理防災課 H24)
- 気象庁震度階級の解説(気象庁 H21. 3)

ワークシート

() ねん () くみ () ごう 名まえ ()

めあて

1 じしんやそのきけんについてかんがえよう。



2 あんぜんなこうどうをみにつけよう。



じしんがおきてもあわてずに！

じ：()

し：()

ん：()

() ねん () くみ () ごう なまえ ()

あんぜんなひなんこうどうをみにつけよう。

1 じしんやそのきけんについてかんがえよう。



- ・じしんは、とつぜんおそってくる。
- ・じめんがゆれて、いえがおおきくゆれる。
- ・たかいところからものがおちてきたり、ガラスがわれたり、たてものがくずれることもある。
- ・おちてくるものからだにあたりけがをすることがある。
- ・じしんによって、がけくずれやかじ、つなみなどほかのさいがいをはひきおこすことがある。

2 あんぜんなこうどうをみにつけよう



- ・ゆれをかじたら、まずじょうぶなつくえやテーブルなどのしたにみをかかす。
 - ・ゆれがおさまるまでは、あわててそとへとびださない。
 - ・かばんやてにもつなどであたまをまもり、おちついてあんぜんなばしよにひなんする。
- ※おとな(せんせいなど)のいうことをよくきく。

じしんがおきたらあわてずに！

じ：(じしんがおきたらあたまをまもろう)

し：(しずかにゆっくりこうどうしよう)

ん：(ん！じしんのつぎは、つなみかな)



○気象庁震度階級の解説（気象庁 H21. 3）

「机の下に避難」



「高台に避難」



1 地震が起こったら

<屋内にいるとき>

- テーブルや机の下に身を隠しましょう。
- あわてて外に飛び出さず、落ち着いて行動しましょう。
- スリッパや靴を履いて移動しましょう。

<屋外にいるとき>

- かばんや手荷物などで頭を保護し、落下物のない安全な場所に避難しましょう。

2 地震のあとは、津波がくるぞ

- 揺れがおさまったら、すぐ高台や避難場所に避難しましょう。
- 海岸から「より遠く」、「より高い」場所へ避難しましょう。
- 乗り物は、できるだけ使わず、歩いて避難しましょう。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、避難しても気を緩めず、第2、第3波に注意しましょう。

○みんなで防災！ガイドブック（熊本県危機管理防災課 H24）参照

災害安全領域 小学校 【第4～6学年】
指導区分「地震災害時の安全」

学校
行事

避難訓練

学級
活動

安全な避難場所の
確認と避難の仕方

理科

大地のつくりと変化

■学級活動における指導例

- (4) 題材名 津波による危険と避難の仕方
 (5) ねらい 地震による津波の起こり方や危険性を理解し、安全な避難行動について考えることができる。
 (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導のポイント ◆評価
導入 10分	1 地震と津波について考える。 (1) 地震の画像（映像・写真）を見る。 ★地震発生の時、身を守るために気をつけなければならないことはどんなことですか。 (2) 地震により津波が起こることを知る。	○地震の画像を見せ、気付いたことを発表させる。 ○映像等の活用に当たっては、児童の心身の状態に十分配慮する。 ○揺れがおさまるまで、机の下などで落下物から身を守る等について確認させる。 ○地震の後には津波が起こる危険性があることを知らせ、本時の学習のねらいを確認させる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">津波の被害から身を守るための避難行動について考えよう。</div>		
展開 30分	2 地震の発生によって引き起こされる危険性（津波）について理解する。 (1) 津波被害の映像を見る。 (2) 津波の特徴について考える。 （速さ・高さ・広がり）	○津波は想像もつかないほどの破壊力を有し、一瞬にして全てを覆いつくしてしまうものであることを理解させる。 ◎津波の特徴を理解させる。
まとめ 5分	3 津波から避難するときに大事なことについて考える。 (1) 個人で考える。 (2) グループで考える。 (3) 発表する。	○映像や写真等を参考にしながら、津波から身を守るためには何が大切なのかを考えさせる。 ◎危険に気付き、自ら高所へ避難するとともに、身近な人々の安全にも気を配ることの重要性を押しさえる。 ◎津波からの避難三原則について押しさえる。 ・津波の危険があるときは想定にとらわれず近くの高台に避難する。【想定にとられるな】 ・避難する時は周りの人に声をかけながら避難する。【率先避難者となれ】 ・避難した場所の状況に応じて、より高いところへ避難する。【最善を尽くせ】
	4 津波からの避難の仕方について学んだことを確認する。	◆津波について理解し、津波が起きた時の避難行動について考えている。【思考・判断・実践】 〈観察・ワークシート〉 ○避難場所については、日ごろから家族等と確認しあっておくことの大切さについても押しさえる

活用資料等

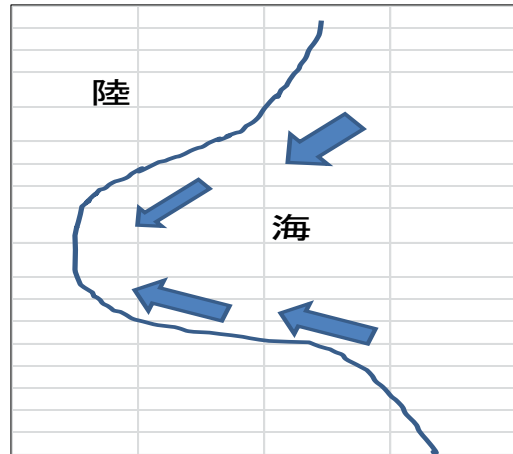
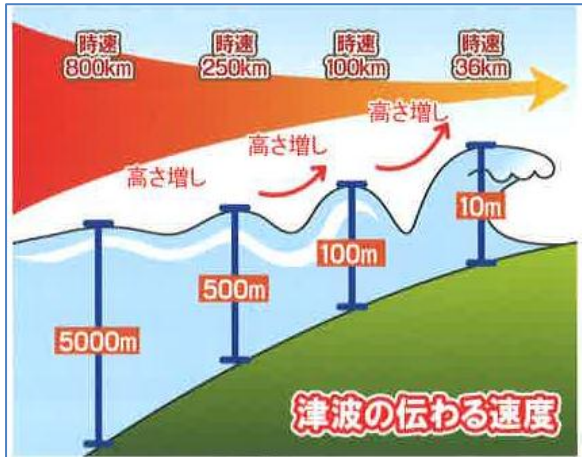
○東日本大震災に係る地震の映像、津波の映像、避難している映像等

ワークシート

()年 ()組 名前 ()

めあて

★津波の特徴について考えよう



○水深が浅くなると・・・波の速度は _____

○水深が浅くなると・・・波の高さは _____

○湾や入り江の奥では・・・波は _____

★津波から避難する時に大事なことについて考えよう

【自分の考え】

【クループの考え】

★津波避難三原則

①

②

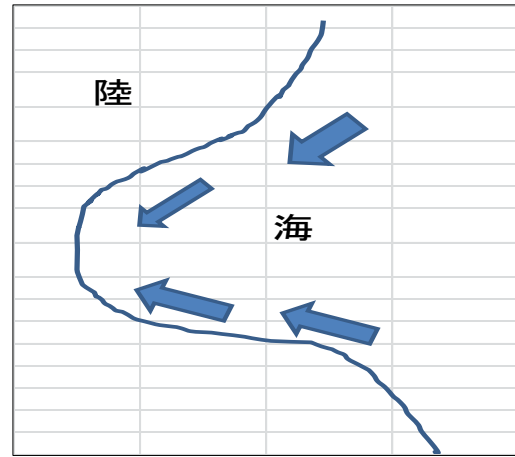
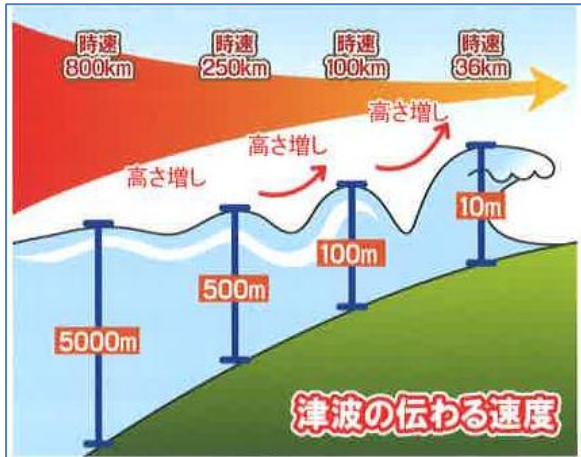
③

ワークシート

()年 ()組 名前 ()

めあて 津波の被害から身を守るためのひなん行動について考えよう

★津波の特徴について考えよう



○水深が浅くなると・・・波の速度は 深いところより遅くなる

○水深が浅くなると・・・波の高さは 深いところより高くなる

○湾や入り江の奥では・・・波は 奥の方まで入り込み、より高くなる

★津波から避難する時に大事なことについて考えよう

【自分の考え】【グループの考え】

- 地震の揺れがおさまったら、すぐ高台や避難場所に避難する。
(事前に避難場所等を家族と話し合っておく)
- 海岸から、「より遠く」ではなく「より高い」場所へ避難する。
- 渋滞に巻き込まれるおそれがあるため、原則として車は使わず、徒歩で避難する。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、気を緩めず、第2波、第3波に注意する。
- テレビ、ラジオ、防災行政無線などから正しい情報を入手する。

★津波避難三原則

① 想定にとられるな

② 率先避難者となれ

③ 最善を尽くせ

■津波と高潮のちがい

- 「高潮」とは、台風や発達した低気圧により、高波やうねりが発生して、海面の高さがいつもより異常に高くなる現象です。
- 「津波」とは、地震などにより海底の急激な地形の変化により海面が盛り上がる現象です。

以上のことから、高潮は海面の表面だけの動きですが、津波は海底から海面までの海水全体の動きとなり、海面全体が盛り上がったように見え、ものすごい破壊力（はかいりょく）をもった海水のかたまりとなります。

■津波に関する標識の種類（3つの種類の標識があります）



（津波注意）

（津波避難場所）

（津波避難ビル）

■津波からにげるポイント

- ◆とにかく高いところへ避難する！
⇒ 平地であれば、3階建て以上の建物へ避難します。
- ◆海から遠いところであっても、安全ではない！
⇒ 津波は川をかけ上がってきたり、低いところにきます。
- ◆地震がおきたら、すぐに行動する！
⇒ 早めに行動しないと逃げ遅れてしまいます。
- ◆一度高いところ避難したら、おりてこない！
⇒ 津波はくりかえし何度もやってきます。
- ◆前もって、どこににげるのかを決めておく！
⇒ 一番安全な避難場所について考えておきます。

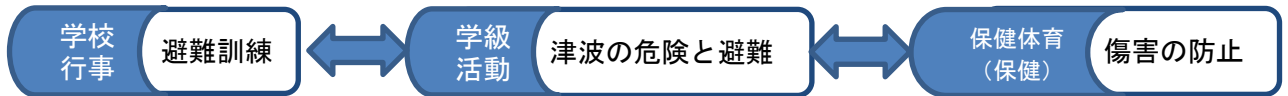


■特別警報

気象庁から発表される「特別警報」は、重大な災害による危険性が高まった際、特別な警戒を呼び掛けるために発表されます。

※気象庁 HP(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>)

災害安全領域 中学校【第1～3学年】
指導区分「地震災害時の安全」



■学級活動における指導例

- (6) 題材名 津波による危険と避難の仕方
- (7) ねらい 津波について理解し、その発生に備え、とるべき行動について考えることができる。
- (8) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 5分	<p>1 東日本大震災での津波被害の映像や写真を見る。 ★津波の様子をみて、どんな感想を持ちましたか。</p>	<p>○写真や映像を見せ、感想を発表させる。 ○映像等を活用する際は、生徒の心身の状態に十分配慮する。 ○東日本大震災の概要を説明し、甚大な被害がもたらされたことを確認する。</p>
津波が起こったとき、どのような行動をとればよいか考えよう		
展開 40分	<p>2 津波について理解する。 (1) DVD『津波に備える』の「津波を正しく知る」を見る。(6分30秒) (2) 津波が起きるメカニズムを確認し、津波の危険について知る。</p> <p>3 津波からの避難行動について考える。 (1) 「釜石の奇跡」について理解する。 (2) 「津波避難三原則」について考える。 ★東日本大震災時、釜石市の子どもたちの命を救った「津波避難三原則」にはどのような意味があるだろう。 【津波避難三原則】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・想定にとられるな。 ・率先避難者となれ。 ・最善を尽くせ。 </div> <p>ア 自分で考える。 イ グループで考える。 ウ 発表する。</p>	<p>◎津波の危険について確認する。 ・ <u>すさまじい破壊力</u> ・ <u>伝わる速度が速い</u> ・ <u>繰り返し襲ってくる</u> ・ <u>いつも引き波からくるとは限らない</u></p> <p>○ある原則に基づいた避難行動により、多くの命が津波から守られ、のちにその行動が「釜石の奇跡」と呼ばれるようになったことについて説明する。</p> <p>○「津波三原則」を提示し、それぞれの原則に込められたねらいについて考えさせる。(提示する前にどのような原則かを予想させてもよい。)</p> <p>○時間がかかるようであれば、1グループにつき、1つの原則について話し合わせてもよい。</p> <p>◎津波避難三原則のねらいについて確認する。</p>
まとめ 5分	<p>4 まとめの話を聞く。</p>	<p>◆「津波避難三原則」の意味について理解し、津波発生時にとるべき行動について考えている。 【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p> <p>○避難所では中学生の働きが大きな役割を果たしたことに触れる。</p>

ワークシート

() 年 () 組 () 号 氏名 ()

めあて

津波の危険について

--

「津波避難三原則」にはどのような意味があるのだろう

◎【想定にとらわれるな】

--

◎【率先避難者となれ】

--

◎【最善を尽くせ】

--

◎今日の学習で分かったこと

--

ワークシート

() 年 () 組 () 号 氏名 ()

めあて

津波がおこったとき、どのような行動をとればよいか考えよう

津波の危険について

- ◎すさまじい破壊力
- ◎繰り返し襲ってくる
- ◎伝わる速度が速い
- ◎いつも引き波からくるとは限らない

「津波避難三原則」にはどのような意味があるのだろう

◎【想定にとられるな】

釜石の子どもたちは、ハザードマップに示された浸水想定にとられず高台に避難した。相手は自然であり、想定を超えた事態も当然ありうるということを理解しておくことが大切である。

◎【率先避難者となれ】

中学生が先頭に立ち小学生の避難を促し、保育園や保育士の手助けをしながら迅速に避難した。まず自分が率先して避難することで、多くの人の避難を促し、結果的に多くの人を救うことにつながることを理解しておくことが大切である。

◎【最善を尽くせ】

崩れかけている崖や市内に押し寄せる津波の勢いを見て、さらに奥の背後地の高台に移動した。「ここまでくれば大丈夫だろう」ではなく、その時にできる最善の行動をとることが大切である。

◎今日の学習で分かったこと

津波避難三原則に込められたねらいについて理解することができた。それぞれの原則の意味を理解し、実際に行動した釜石の子どもたちはすごいと思った。私もこの原則を日頃から意識し、自然災害が発生した時には、命を守るために素早く行動できるようにしておきたい。

■東日本大震災の概要

○地震の概要

1. 発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分頃
2. 震源及び規模
マグニチュード 9.0、深さ約24km
三陸沖(牡鹿半島の東南東130km付近(北緯38.1度、東経142.9度))
3. 余震:M7.0以上6回、M6.0以上89回、M5以上552回

○人的被害、建物被害等 (平成23年10月26日時点)

- ・人的被害 …… 死者:15,829名、行方不明者:3,725名
- ・建物被害 …… 全壊建物:118,822戸、半壊建物:184,615戸
(平成23年10月28日 内閣府資料より)

■「津波避難三原則」について

○想定にとらわれるな

ハザードマップに示された浸水想定にとらわれず高台に避難した。相手は自然であり、想定を超えた事態も当然ありうるということを理解しておくことが大切である。

○率先避難者となれ

中学生が先頭に立ち小学生の避難を促し、保育園児や保育士の手助けをしながら迅速に避難した。まず自分が率先して避難することで、多くの人の避難を促し、結果的に多くの人を救う事につながることを理解しておくことが大切である。

○最善を尽くせ

崩れかけている崖や市内に押し寄せる津波の勢いを見て、さらに奥の背後地の高台に移動した。「ここまでくれば大丈夫だろう」ではなく、この時にできる最善の行動をとることが大切である。

■避難場所で心掛けること

- ・落ち着いて行動することで、小学生等に安心感を与える。
- ・けが人などの処置や対応の手伝い(応急手当の方法を学習しておく)等

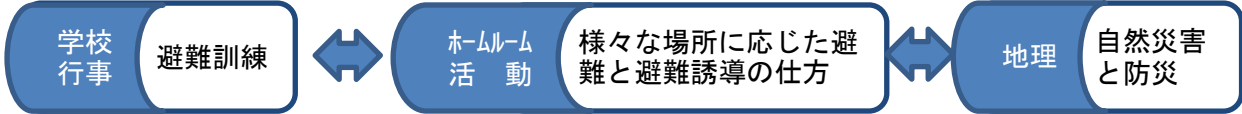
■避難所で(災害ボランティア)

災害の際、避難所では中学生がボランティアとして活躍しています。被災地では、中学生は「力」になります。自分が、被災した時、避難所で生活しなければならなくなったとき、どんなことができるか考えてみましょう。

○ボランティアの例

- ・避難所の設営
- ・避難所での名簿づくり
- ・物資の仕分け
- ・清掃活動
- ・お年寄りの話し相手
- ・幼児の遊び相手、小学生の学習支援

災害安全領域 高等学校 【第1～3学年】
指導区分「地震災害時の安全」



■ホームルーム活動における指導例

- (1) 題材名 避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
- (2) ねらい 自助・共助を理解し、災害時の行動について考えることができる。
- (3) 展開

	活動内容 ★発問等	○教師の支援 ◎指導ポイント ◆評価
導入 10分	<p>1 自然災害の脅威を知る。</p> <p>2 地域災害の歴史を知る。 ★この地域では過去にどんな自然災害が起こったのでしょうか。また、その原因は何だったのでしょうか。</p>	<p>○最近（近年）の災害、被害状況を示す。 ・東日本大震災 ・熊本広域大水害</p> <p>○過去に起きた地域特有の自然災害と原因を伝え、災害の状況を把握させる。</p> <p>◎<u>自然災害はいつ・どこで起こるか分からない</u>ということを確認する。</p>
<p>地域の一員として、地震災害発生時にどのような行動をとればよいだろう。</p>		
展開 35分	<p>3 地域災害の危険を予測する。 ★地域で発生する可能性が高い、自然災害には何があり、どのような被害が予想されますか。 ★地震が発生した際、どのような危険要因があるだろうか。</p> <p>4 地震への事前の備えについて考える。 ★今からできる事前の備えには何があるか、何が必要でしょうか。</p> <p>5 地震災害発生時の支援について考える。 ★災害発生時に自らできる支援にはどんなことが考えられますか。次の3つの場面についてそれぞれ考えよう。 【避難時】【避難場所】【避難所】</p>	<p>○グループワークで意見を共有させる。</p> <p>○地域災害を予想した後、布田川・日奈久断層帯による巨大地震の発生に焦点をあて考えることを伝える。</p> <p>◎<u>周囲の落下・転倒・移動の危険性について考えさせ、周囲で安全な場所（高台等）を確認させる。</u></p> <p>○避難先や経路、さらに情報伝達・収集手段等の視点についても引き出すようにする。</p> <p>◎<u>それぞれの場面で高校生としてできる支援について確認する。</u> (例：呼びかけ、誘導、災害弱者への手助け、応急手当、支援物資搬送の手伝い等)</p> <p>◆災害時に地域の一員としてとるべき行動について考えている。</p>
まとめ 5分	<p>6 教師の説話を聞く。</p>	<p>【思考・判断・実践】〈ワークシート〉</p> <p>○「自助」「共助」の心構えを持つことで多くの命を守ることにつながることを理解させる。</p> <p>○卒業後の居住先や、今後の人生において災害に遭遇する可能性は高く、学んだことや各地域の災害教訓等を活かすことの大切さを伝える。</p>

活用資料等

- 「みんなで防災！ガイドブック」（熊本県危機管理防災課 H24）
- DVD教材「津波に備える/津波からにげる」（気象庁 H24）

ワークシート

年 組 号 氏名 ()

本時のめあて

① 地域災害の歴史〈過去の災害状況〉

② 危険予測〈地域ではどのような自然災害が起こりえるか〉

③ 行動〈周囲の確認〈住居内・居住地域〉〉(地形・高台・落下の危険性等)

④ 事前の備え
〈必要な物資・避難経路・避難先〉

⑤ 社会貢献・支援者の基礎
【避難時】

【避難場所】

【避難所】

ワークシート

年 組 号 氏名 ()

本時のめあて 地域の一員として、地震災害発生時にどのような行動をとればよいだろう

② 地域災害の歴史〈過去の災害状況〉

- 1792年5月21日 普賢岳前山（眉山）の東部崩壊による津波
- 1889年7月28日 熊本付近でM6.3の地震発生
- 1975年1月23日 熊本県北東でM6.1の地震発生

②危険予測〈地域ではどのような自然災害が起こりえるか〉

- ・布田川・日奈久断層帯による地震
- ・別府・万年山断層帯による地震

③行動〈周囲の確認（住居内・居住地域）〉（地形・高台・落下の危険性等）

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ
- ・「頭部の保護」
- ・「建物・塀・崖下・海岸・川岸から離れる」
- ・「自動車は思わぬ動きをするので離れる」
- ・「高所への移動」

④事前の備え

〈必要な物資・避難経路・避難先〉

- ・防災グッズ
懐中電灯 携帯ラジオ 乾パン
缶詰 栄養補助食品 飲料水
毛布 厚手の手袋 ライター、マッチ 救急箱 防寒用ジャケット
雨具 等
- ・地域の避難場所、避難経路の確認
（事前に家族と話し合っておく）
- ・高台の確認

⑤社会貢献・支援者の基礎

【避難時】

災害弱者への手助け
避難の呼びかけ

【避難場所】

けが人などの処置や対応の手伝い
落ち着いて行動することで、小学生等に安心感を与える。

【避難所】

避難所設営 高齢者の話し相手
物資の仕分け
清掃活動 小中学生の学習支援

学習シート参考（高等学校）

①災害の歴史を知る・災害原因を理解する

過去の自然災害を学び、その原因及び地域の特性や課題について理解を深める。

現在及び将来に直面する災害に対して、減災手段・的確な分析・思考・判断力を身に付ける。

②危険予測をする

自然災害が及ぼす危険を理解・予測する力を身に付ける。

③行動する

安全確保のための行動シミュレートをし、適切な意志決定や行動選択ができる。

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」
- ・「頭部の保護」「建物・塀・崖下・海岸・川岸から離れる」
- ・「自動車は思わぬ動きをするので離れる」
- ・高所への移動

④事前の備え

地域防災について日ごろから考え、災害時の備えについて考える。
日常的な備えができる。

- ・「組織づくり・組織の中での役割」
- ・「避難先の確認・避難行動」
- ・「日常での周囲とのコミュニケーション」
- ・情報収集能力
- ・家具の固定・非常持ち出し袋の準備等

⑥社会貢献・支援者として

自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。

近年の 自然災害

- 平成11年9月24日・・・台風18号による高潮被害（宇城市（旧不知火））
- 平成22年2月27日・・・南米チリ沖【M8.8】（津波高さ20cm：天草市本渡港）
- 平成23年3月11日・・・三陸沖【M9.0】（津波高さ70cm：天草市本渡港）
- 平成23年10月5日・・・熊本地方【M4.4】（最大震度5強：菊池市旭志）
- 平成24年7月12日・・・熊本広域大水害

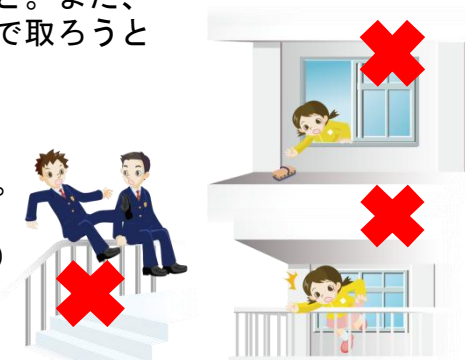
転落事故から身を守る

【転落事故の傾向】

- 転落事故の発生頻度を学校種から見ると全体の60%が小学校で発生している。
 - 発生を学年別に見ると、小学校5～6年で多く発生している。
 - 発生箇所は、階段で全体の83%が発生しており、窓、ベランダ、ひさし、天窗の順となっている。
 - 発生の場合別では、休憩時間で全体の74%が発生しており、特別活動、各教科等の順となっている。
- (資料提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター)

◎日頃から子どもたちに意識させておくこと

- 窓や出入口の上に張り出たひさしには乗らないこと。また、ひさしに物が落ちたり、ひっかかった時は、自分で取ろうとせず、先生に報告すること。
- 窓から身を乗り出さないこと。
- 階段では、遊んだりふざけ合ったりしないこと。
- 階段の手すりに腰かけたり、遊んだりしないこと。
- 屋上の天窗には絶対に乗らないようにすること。
- 窓下に足掛かりとなるもの(机や本棚、給食台等)は置かないこと。



◎日頃から先生方が心掛けておくこと

① 事故情報の共有

- ◆全国の事故情報を把握する。
(独)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考にする。

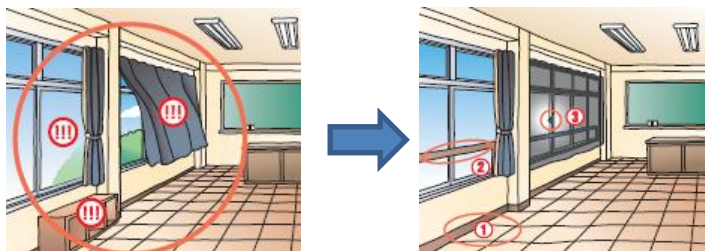
② 学校の現状把握

- ◆学校の施設等の点検については、学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者など、様々な視点で点検する。
- ◆危険な場所が見つかったときは、速やかに対処する。
- ◆柵を乗り越えたり、樋を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をする。

③ 安全指導の充実

- ◆転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないように指導する。
- ◆校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的で分かりやすい指導を行う。
- ◆子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じたうえで、教職員が同席する。
- ◆特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行う。

◎転落事故防止のための改善例



- ① 足掛かりとなるものを設置しない
- ② 転落防止用手すりの設置
- ③ 暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する

「学校における転落事故防止のために」(文部科学省 平成20年8月)

不審者から身を守る

熊本県の声かけ事案の発生傾向

声かけ事案は、登下校中に全体の約70%が発生しています。特に午後3時から午後7時までの時間帯に多く発生しており、下校時間が最も危険な時間帯となります。また、5月～6月及び10月～11月は発生件数が増加する傾向にあり、春から夏にかけてや夕暮れが早くなる時期がポイントになっています。

(資料提供：平成25年 熊本県警察本部生活安全企画課)

◎声かけ事案に遭わないために

○危険な場所に近づかないこと

危険な場所 = **曲がり角** + **見えにくい場所**

- ◆一人になる場所
- ◆人通りの少ない場所
- ◆わき道や裏道の多い場所
- ◆誰もいない公園、空き家など



○子どもを誘う手口を知っておくこと

- ◆助けを求める。「犬がいなくなったんだ。一緒に探してくれない？」
- ◆気を引く。「うちに面白いゲームがあるんだけど来ない？」
- ◆緊急を装う。「お母さんが事故にあった。病院に行こう」
- ◆誘惑する。「君、かわいいね。モデルにならない？」

○日頃から心掛けておくこと

◆いかのおすし

◇知らない人について**い**かない。危ないところに**い**かない。

◇知らない人の車に**の**らない。

◇危ないときは**お**おきな声でさけぶ。

◇とにかく人のいるところに**す**ぐに逃げる。

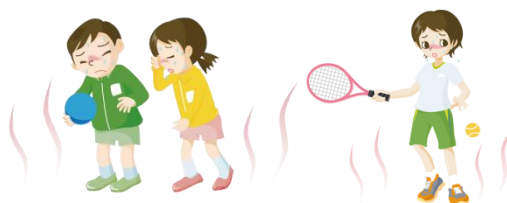
◇近くの大人や警察、家の人、学校に**し**らせる。

- ◆防犯ブザー等を携帯し、点検をしておく。
- ◆逃げ場となる子ども110番の家、交番、郵便局、コンビニ等を確認しておく。

◎不審者に出会ってしまったら

- ◆「いかのおすし」を思い出す。
- ◆防犯ブザー、防犯笛を活用する。
- ◆大人がいる方向へすぐ逃げる。
- ◆逃げるときは、ランドセルやカバン等は投げ捨てる。
- ◆どんな人が何をしたのか大人に知らせる。(車の番号を覚える)

熱中症を予防する



◎熱中症とは

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく次の4つに分けることができます。

○熱失神

炎天下にじっとしていたり、立ち上がった時、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状が見られる。→足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。

○熱けいれん

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。→生理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。

○熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こるが、体温の上昇は顕著ではない。→0.2%食塩水、スポーツドリンクなどで水分、塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐などにより水が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要。

○熱射病

体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く、血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。

◎熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

- 暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分補給をする。（水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。）
- 激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

- 熱中症は急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。これは体が暑さになれていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。

3 個人の条件を考慮すること

- 肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。
- 運動前の体調チェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

- 服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。
- 直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること



日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう ―知って防ごう熱中症―」より

歩行者編

◎安全な歩行について

◆歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、その歩道や路側帯を通らなければならない。（道路工事などで通行できない場合は除く。）

※路側帯…歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白線によって区分された道路の端の帯状の部分。

◆歩道や幅の十分な路側帯がない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければならない。（道路の右側端を通行することが危険であるとき、右端を通ると横断を繰り返すことになり、かえって危険な場合などは左端を通ることができる。）

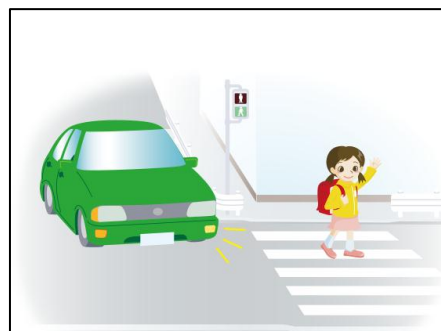
◆歩行者用道路では、歩行者は道路の中央部を通ることができるが、通行の認められた車（自転車等）が通ることがあるから、注意が必要である。

◎道路の安全な横断について

～止まる・見る・確かめる～

- ①まず立ち止まって左右の安全をきちんと確認
- ②手を挙げて道路横断の意思表示
- ③横断途中でも左右の安全をしっかり確認

★車から見えるように、しっかり手を挙げて横断歩道を渡ろう！！



※「てまえ運動」の実践（熊本県交通安全推進連盟推奨運動）

歩行者は横断する意思、運転者は横断させる意思を、手を前に出して合図を送りあって体現し、事故を未然に防ぐ運動のこと。

◎夜間の外出の際には

～暗くなる前に反射材を身に付けよう～

- ①反射材を着用しよう
- ②明るい服装を着用しよう

夜間、車のドライバー（ヘッドライト下向き）から歩行者がみえる距離

黒っぽい服装
約26m

明るい服装
約38m

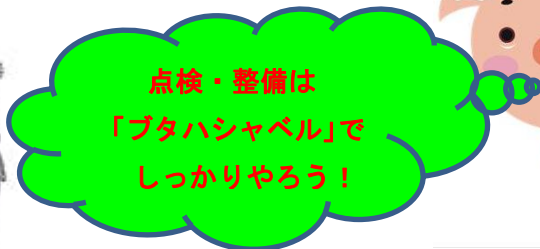
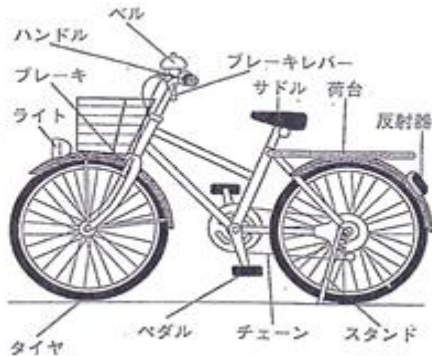
反射材着用
約57m以上

資料提供：熊本県交通安全協会資料

自転車編 I

◎自転車に乗る前に（自転車の点検・整備について）

- ① **ブ** … ブレーキはよく効きますか
- ② **タ** … タイヤに空気が入っていますか
- ③ **ハ** … ハンドルは、タイヤと直角に取り付けられていますか
- ④ **シャ** … 車体（ペダル、サドル、チェーン、灯火、反射材）は正しく整備・装備されていますか
- ⑤ **ベル** … ベル（警音器）は鳴りますか



◎自転車の正しい乗り方について ～自転車安全利用五則～

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
※路側帯も左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通ルールを守る
 - ・ 飲酒運転禁止 ・ 二人乗り禁止
 - ・ 並進禁止 ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 信号を守る
 - ・ 交差点での一時停止と安全確認
 - ・ スマートフォンを含む携帯電話やイヤホン等使用運転の禁止 等
- ⑤ 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用

☆自転車乗車の際も、明るい服装や反射材を着用するようにしましょう！

事故で痛い目に遭わないように… **高校生・中学生の皆さんへ!!**

自転車安全利用五則を守りましょう。

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう!

②車道は左側を通行
自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは**車道通行**が原則です。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
歩道では、すぐに歩止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④交通ルールを守る

- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

携帯電話を使用しながらの運転行為は違反です!
(違反すれば**5万円**以下の罰金)

携帯電話でメールをしたり、イヤホンで音楽等を聴きながらの運転も違反すれば5万円以下の罰金が科せられます。

熊本県警察・熊本県教育委員会・熊本県交通安全推進連盟・(財)熊本県交通安全協会
熊本県安全運転管理者等協議会・(社)熊本県自家用自転車協会・(社)熊本県指定自動車教育所協会・熊本県自転車二輪車協同組合

資料提供：熊本県警察本部
(平成 22 年 12 月 7 日教体第 927 号にて発出)

自転車編Ⅱ

◎自転車運転者の義務

道路交通法第70条（安全運転の義務）

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

運転に際しては、道路交通法に定められた通行方法に従うなどのほか、常に安全を確保するよう注意を払わなければならない。

安全運転義務においては、次の2点が求められている。

① 安全操作義務

運転に際しては、ハンドル・ブレーキ等を確実に操作しなければならない。

② 安全確認義務

運転に際しては、道路状況・交通状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度・方法で運転しなければならない。

◎自転車運転者の責任

自転車でも事故を起こし加害者となれば、運転手（加害者）としての責任が重くのしかかってきます。

以下の3つの責任を、自転車運転者（加害者）の責任として理解しましょう。

① 刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「過失致死傷罪」や「重過失致死傷罪」に問われることがあります。

※重過失致死傷罪・・・5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

② 民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

※損害賠償

違法な行為により損害を受けた者（将来受けるはずだった利益を失った場合を含む）に対して、その原因を作った者が損害の埋め合わせをすること。

この損害賠償に備えて、個人賠償責任保険（TSマークを含む）による備えが必要です。

③ 道義的な責任

加害者として被害者を見舞い、誠実に謝罪や事故対応をするという責任。

自転車は、くるま
（車両）です！！



資料提供：警察庁

自転車編Ⅲ

◎自転車事故における高額賠償判決の事例

◆事例A：自転車 対 歩行者（賠償額約9,500万円）

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に歩道と車道の区別のない道路（下り坂）で、歩行者（62歳女性）と正面から衝突し、歩行者は頭などを強く打ち、頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態が続いている。◇H25.7.4神戸地方裁判所判決

◆事例B：自転車 対 自転車（賠償額約9,300万円）

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突。男性に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。◇H20.6.5東京地方裁判所判決

◆事例C：自転車 対 歩行者（賠償額約6,800万円）

男性が夕方、下り坂でスピードを落とさずペットボトルを片手に走行し、交差点に進入した際に、横断歩道横断中の歩行者（38歳女性）と衝突。女性は、脳挫傷等で3日後に死亡した。◇H15.9.30東京地方裁判所判決

◎TSマーク付帯保険・個人賠償責任保険等への加入について

○TSマークとは【「TS」：TRAFFIC SAFETY（交通安全）】

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いています（付帯保険）。

○TSマークには、青色マーク（第一種）と赤色マーク（第二種）があり、補償内容等は以下のとおりです。

補償内容・見舞金等		青色マーク （第一種）	赤色マーク （第二種）
傷害補償	死亡若しくは 重度後遺障害（1～4級）	30万円	100万円
	入院（15日以上）	1万円	10万円
賠償責任補償	死亡若しくは 重度後遺障害（1～7級）	1,000万円	5,000万円※1
被害者見舞金	入院（15日以上）	無し	10万円※2

※1：平成26年9月30日までに貼付した赤色TSマークは、2,000万円です。

※2：被害者見舞金は、平成26年10月1日以降に点検・整備して貼付された赤色TSマークから適用。

○個人賠償責任保険

自転車専用の保険には、損害保険会社等が販売している自転車専用の個人賠償責任保険もありますが、各家庭の火災保険や傷害保険、自動車保険等に特約としてセットすることもできます。

☆個人賠償責任保険（賠償責任補償）等への加入により万が一の事故に備えることが大切です。

二輪車編（主に原付バイク）

◎二輪車の特性

- ◆車体が小さい
 - 周囲から見落とされやすい（特に夜間）、距離感や速度感を間違え（間違えられ）やすい、車のかげに隠れやすい、加速しやすい 等
- ◆小回りがきくがバランスを崩しやすい
 - 転倒しやすい
- ◆全身を使ってバランスを取りながら運転する・身体が外部にさらされている
 - 疲労しやすい
- ◆ヘルメットを装着する義務がある
 - 周囲が見えにくい（特に横方向の視野が狭くなりがち）
- ◆衝突による衝撃を身体に直接受ける
 - 重大事故につながりやすい
- ◆操作が難しい
 - ブレーキが前輪と後輪を別々に操作する系統もある（車種によっては、前後輪同時に作動するものもある）

◎二輪車運転者の特徴

- ◆二輪車は路面状態により走行安定性が大きく影響する
 - 運転者は視線を下に落としがちになり、周囲の状況変化に対する注意力が欠けることが多くなる。
- ◆二輪運転者は同乗指導を受けにくい
 - 自己流の運転に陥りやすい



◎二輪車の正しい乗り方について

○正しい乗り方の7つのポイント

スクーター型ライディングポジションの7つのポイント

The infographic features a central illustration of a rider on a scooter. Seven green lines radiate from the rider to callouts for each body part: 顔 (Face), 肩 (Shoulder), 腰 (Waist), 足 (Feet), ひじ (Elbow), 手 (Hand), and ひざ (Knee). Each callout includes a text box with specific instructions and a small inset image showing the correct posture for that part.

- 顔** あごを引き、目は前方を広く見る
- 肩** 力を抜いて、自然に背筋をのばす
- 腰** ・腕や足の動きに無理のない位置に座る
・シートのバックレストにしっかり腰をあてる
- 足** ・ステップボードに足のうら全体を乗せる（自然とひざが曲がる位置）
・つま先をやや内側にし、前方に向け平行にする
・ステップボードから足がはみ出さないようにする
- ひじ** 腕の力を抜いて、外側に広げることなく、肘に余裕をもたせる
- 手** グリップの中央を確実ににぎり、手首は自然な角度にする
- ひざ** 外側に開かないように自然に曲げる

資料提供：警察庁

○ヘルメットの着用

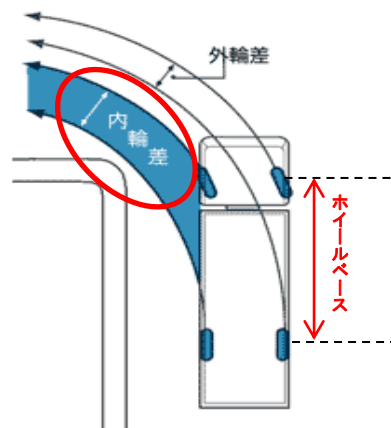
二輪車事故では、頭部のダメージが致命傷となる可能性が高いことから、ヘルメット（あごひもを確実に結束する）着用の徹底を図ることが大切である。

自動車編

◎自動車の内輪差

車が曲ろうとするときは、後輪は必ず前輪の内側を通る。この前輪と後輪の差のことを内輪差といい、特に車が大きくなると、内輪差は大きくなる。

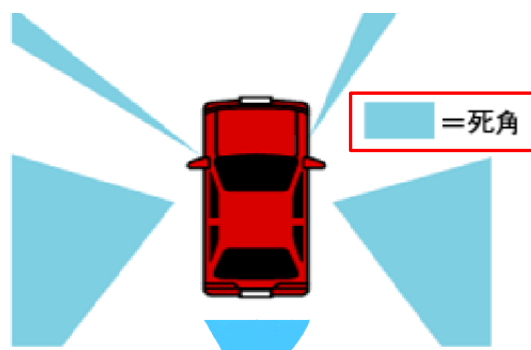
※ホイールベース（前輪と後輪の中心間の距離）の長さにより内輪差は決まる。（内輪差：ホイールベースの約1/3）



◎自動車の死角

車には、その構造上から、運転席（目視やサイドミラー・ルームミラー）から見えない領域（=死角）がある。車が大きくなると、この死角の範囲は広く・大きくなる。

※右の図のように、自動車の死角になる範囲は、運転手からは見えない。



◎自動車の停止距離



◎自動車の特性を理解した上での安全な行動

上記のように、自動車には内輪差、死角があると同時に、車はすぐに止まることはできないという特性がある。

交差点における自動車の右左折時の巻き込み事故は数多く発生しており、これらの特性を十分に理解したうえで、安全な行動をとる必要がある。

○歩行者は、歩道等で信号待ちをする際は、車道から十分な距離をとるとともに、車道を横断する際は、車が完全に止まったことを確認して横断する。

○自転車・二輪車は、交差点付近では車や大型車（バスやトラック等）の死角に入りやすいので、十分な距離間隔をとり、安全を確保する。

交通安全関係資料等

◎交通安全関係資料（DVD教材）

- 安全に通学しよう
～自分で身を守る、みんなを守る～
平成25年3月文部科学省より配付
(平成25年3月27日付け教体第1511号)

- 安全な通学を考える
～加害者にもならない～
平成24年3月文部科学省より配付
(平成24年3月21日付け教体第1275号)

- 自転車交通安全教育DVD
「事故…。それは突然に。
～危険を予測するチカラ
事故を未然に防止するために～」
平成25年2月JA共済より配付
(平成25年1月7日付け事務連絡)

◎県内交通安全関係団体

- ◆熊本県警察本部
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL：096-381-0110

- ◆一般財団法人 熊本県交通安全協会
菊池郡菊陽町大字辛川2655
TEL：096-233-2110

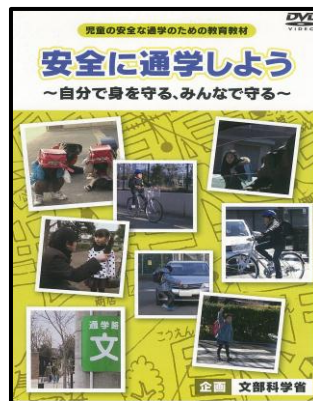
◎自転車シミュレーターの紹介



疑似体験を通して「止まる」「見る」「確かめる」の重要性を実感できる自転車シミュレーターは、交通安全教育において高い学習効果が得られます。

県内に自転車シミュレーターは、県交通安全協会に車載型1台と運搬型1台の計2台、県警察本部交通企画課に1台あり、無償で体験することができます。

各学校で使用を希望される場合は、交通安全協会か地元の警察署にお問い合わせください。



風水害から身を守る

熊本県では、繰り返し台風や豪雨による被害が発生しています。

最近では平成24年7月12日に熊本広域大水害が発生し、甚大な被害をもたらしました。阿蘇乙姫（阿蘇市）で、1978年の統計開始以降、最大の記録的な豪雨となりました。（1時間雨量：108.0ミリ、3時間雨量：288.5ミリ、24時間雨量：507.5ミリ）

◎風水害の発生について

○集中豪雨が発生しやすいとき

- ◆前線が停滞しているとき（特に、梅雨期の終わりごろ）
- ◆台風が近づいているときや台風が上陸したとき
- ◆大気の状態が不安定で、次々と雷雲が発生しているとき（特に、陽射しの強い夏ごろ）

○集中豪雨が起るとどうなるのか？

- ◆川の水が増え、氾濫することがあります。
- ◆床上、床下浸水が発生することがあります。
- ◆道路が冠水することがあります。
- ◆排水溝や下水道で水が溢れ、地下街などに水が流れ込むことがあります。



◎日頃の備え

- ◆防災情報の収集（气象台の発表する大雨警報や台風等の情報に注意しましょう）
- ◆地域の危険箇所や避難経路の確認（地域の危険箇所や避難経路を予め把握、確認しておきましょう）
- ◆市町村が作成しているハザードマップを確認しておきましょう。

【熊本広域大水害】

◎雨がひどいときは

○早めの予防的避難を

- ◆夜間や大雨時は、避難そのものが危険になります。大雨が予想される場合は、本格的に雨が降り出す前の、明るい時間帯での予防的避難を心がけましょう。

○避難する時の注意点

- ◆安全で動きやすい服装（長靴は水が溜まると動きにくくなる。）
- ◆足元に注意（歩行可能な水深は、一般的に大人男性70cm、女性50cmと言われます。マンホールや側溝などに注意しよう）
- ◆隣近所で声を掛け合って避難
- ◆子供は大人と手をつないだり、ライフジャケットなどをつける。

○避難が危険な場合は

- ◆建物の2階など、できるだけ安全なところに避難しましょう。

早めの予防的避難でひと安心



台風など、雨風が強い中での以下の行動は危険です。絶対にやめましょう

- ◆田畑の様子を見に行く
- ◆屋根に上って作業する
- ◆川や海の様子を見に行く

土砂災害から身を守る

熊本県でも、古くから多くの土砂災害が発生しています。

最近では、平成 15 年の水俣市を中心とした県南集中豪雨災害（死者 19 名）、平成 24 年の阿蘇地方を中心とした熊本広域大水害（死者・行方不明者 25 名）により、多くの尊い命が失われています。

◎土砂災害発生について

- ◆土砂災害は、大雨や融雪、地震、火山噴火などによって発生します。
- ◆梅雨や台風などの**雨が強く降る時期**は注意が必要です。
- ◆**1 時間に 20 ミリ以上、または降り始めてから 100 ミリ以上の雨量**には十分な注意が必要です。

前兆現象に注意してください

土石流	がけ崩れ	地すべり
 <p>長雨や集中豪雨によって、石や土砂が水と一緒に一気に流れ出す現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山鳴りがする。 ・急に川の流れが濁り、流木が混ざっている。 ・土臭いにおいがする。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 	 <p>長雨や集中豪雨によって、斜面が急に崩れ落ちる現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がけから水が湧き出してくる。 ・がけに亀裂が入る。 ・がけから小石がばらばら落ちてくる。 ・がけから木の根が切れる等の異様な音をする。 ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く。 	 <p>地下水などが粘土のような滑りやすい地面にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る。 ・地面にひび割れができる。 ・斜面から水が湧き出す。 ・家や擁壁に亀裂が入る。 ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く。

◎日頃の備えと早めの避難

- ◆市町村が作成しているハザードマップを確認し、自分の家が土砂災害の危険箇所にあるかどうかを確認しておきましょう。
- ◆避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ◆気象情報をテレビ・ラジオ・インターネットで収集しましょう。
- ◆明るい時間帯のうちに、親類、友人宅、避難所など安全な場所へ**早めの予防的避難**を行きましょう。
- ◆日頃から、**がけから離れた部屋や 2 階**で過ごすことが重要です。



◎迷わず避難

- ◆危険を感じたら、大雨警報がでたら、土砂災害警戒情報がでたら、避難勧告がでたら迷わず避難。すぐに避難。
- ◆深夜の集中豪雨などにより、外に出て避難ができない緊急時には、自宅内の安全な場所（2 階または山側（斜面）の反対）へ緊急避難する。



竜巻・落雷から身を守る

平成 24 年 5 月に茨城県つくば市等で竜巻等の突風などにより、死者 3 人（うち 2 人は落雷が原因）及び負傷者 58 人、建物全壊 89 棟、建物半壊 197 棟の被害が発生しました。（東京管区気象台 現地災害調査速報より）

平成 26 年 8 月には練習試合中に落雷をうけた愛知県の高校生が死亡するという事故も発生しています。

◎竜巻・落雷発生について

◆竜巻・落雷とも**台風・寒冷前線・低気圧**などにより「**発達した積乱雲**」に伴って発生します。

「積乱雲」が近づく兆候は・・・

- ・真っ黒い雲が近づき周囲が暗くなる。
- ・冷たい風が吹き出す。
- ・大量の雨や「ひょう」が降り出す。



(黒い雲 気象庁提供)



(落雷 気象庁提供)

◎竜巻が間近に迫ったら

○頑丈な建物の中に避難します。

◆避難する時は屋根瓦などの飛来物に注意しましょう。

○室内では頑丈な机の下に入り身を低くします

◆家の中心部に近い、窓のない部屋に移動しましょう。

◆窓、雨戸を閉め、カーテンを閉めましょう。

◆**窓ガラスには絶対に近づかないように**しましょう。

○避難できない場合は、物陰やくぼみに身をふせましょう。

◆**車庫・物置・プレハブ・木の下への避難は大変危険ですので絶対にやめましょ**
う



◎雷から身を守るためには

○雷鳴が聞こえたらすぐ避難

◆雷鳴が遠くても、雷雲はすぐ近づいてきます。

◆屋外にいたら、安全な場所に避難しましょう。

○建物の中や自動車へ避難

◆**建物や屋根付きの乗り物（自動車など）へ**
避難しましょう。

◆**雨宿りで木の下に入るのは危険です。**

○木や電柱から 4 m 以上離れる

◆木や電柱からは **4 m 以上**離れてください。

右の三角形の範囲内であれば比較的危険性は低くなりますが、なるべく早く安全な場所に避難しましょう。

◆近くに避難する場所がない場合には姿勢を低く
しましょう。



引用・参考文献等一覧

- ◆「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成22年 文部科学省)
- ◆学校の危機管理マニュアル
ー子どもを犯罪から守るためにー (平成19年 文部科学省)
- ◆学校における転落事故防止のために (平成20年 文部科学省)
- ◆学校における固定遊具による事故防止対策調査研究報告書
(平成24年 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ◆学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
(平成20年 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ◆熱中症を予防しよう ー知って防ごう熱中症ー
(平成26年 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ◆みんなで防災 ガイドブック (平成24年 熊本県)
- ◆DVD教材「津波に備える／津波から逃げる」
(平成24年ー平成25年 気象庁)
- ◆DVD教材「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」
(平成25年 文部科学省)
- ◆DVD教材「安全な通学を考える～加害者にもならない～」
(平成24年 文部科学省)
- ◆DVD教材「自転車交通安全教育DVD 事故・・・。それは突然に。
～危険を予測するチカラ 事故を未然に防止するために～」
(平成25年 JA共済)

「学校安全教育指導の手引」作成委員

溝上	良雄	熊本地方気象台防災管理官
民永	嘉孝	熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係長
磯崎	将志	熊本県警察本部交通部交通企画課係長
鳥井	薫順	熊本県危機管理防災課課長補佐
金子	雄一	熊本市立小島小学校長
渕田	尚史	八代市立泉小学校副校長
打越	博臣	熊本県立熊本工業高等学校教頭
濱本	昌宏	熊本県立熊本北高等学校主幹教諭
城本	幸憲	熊本県立天草工業高等学校教諭
樹本	龍次	宇城教育事務所指導主事
山口	公敏	玉名教育事務所指導主事
草場	博志	菊池教育事務所指導主事
中村	賀一	阿蘇教育事務所指導主事
信國	満徳	上益城教育事務所指導主事
久保	郁夫	八代教育事務所指導主事
古田	利也	芦北教育事務所指導主事
馬場	哲也	球磨教育事務所指導主事
淀川	一哉	天草教育事務所指導主事
岩崎	敬志	熊本県立教育センター指導主事

なお、熊本県教育庁教育指導局体育保健課においては、次の者が本書の編集に当たった。

平田	浩一	熊本県教育庁教育指導局体育保健課長
富下	春海	熊本県教育庁審議員兼教育指導局体育保健課課長補佐
工	孝幸	熊本県教育庁教育指導局体育保健課学校安全係長
米田	拓二	熊本県教育庁教育指導局体育保健課学校安全係指導主事
黒川	雅弘	熊本県教育庁教育指導局体育保健課学校安全係指導主事